

第3回 久留米市民会館跡地活用等検討委員会

日時：令和元年5月20日(月)午後3時30分～

場所：久留米市庁舎 3階 305会議室

次 第

1 開会

2 議題

(1) 久留米市立地適正化計画について ……資料1

(2) 中心市街地活性化計画区域内の各エリアの概要（地域的特性） ……資料2

(3) PFIについて ……資料3

3 その他

令和元年 5 月 20 日

久留米市立地適正化計画について

1. 計画の位置付け及び基本的な方針

立地適正化計画は、都市全体の観点から居住機能や商業・医療等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープランとして作成するもので、都市計画マスタープランの一部とみなされます。

久留米市立地適正化計画の策定にあたっては、上位計画である「久留米市新総合計画」や「久留米市キラリ創生総合戦略」に準拠し、平成 24 年度に策定した「久留米市都市計画マスタープラン」における「コンパクトな拠点市街地の形成と拠点をネットワーク化する都市構造」の構築を目指すものとします。

この計画に基づき、各拠点周辺の人口密度を維持し、日常生活に必要な生活サービス機能の維持、誘導をすることで各拠点の形成を目指します。

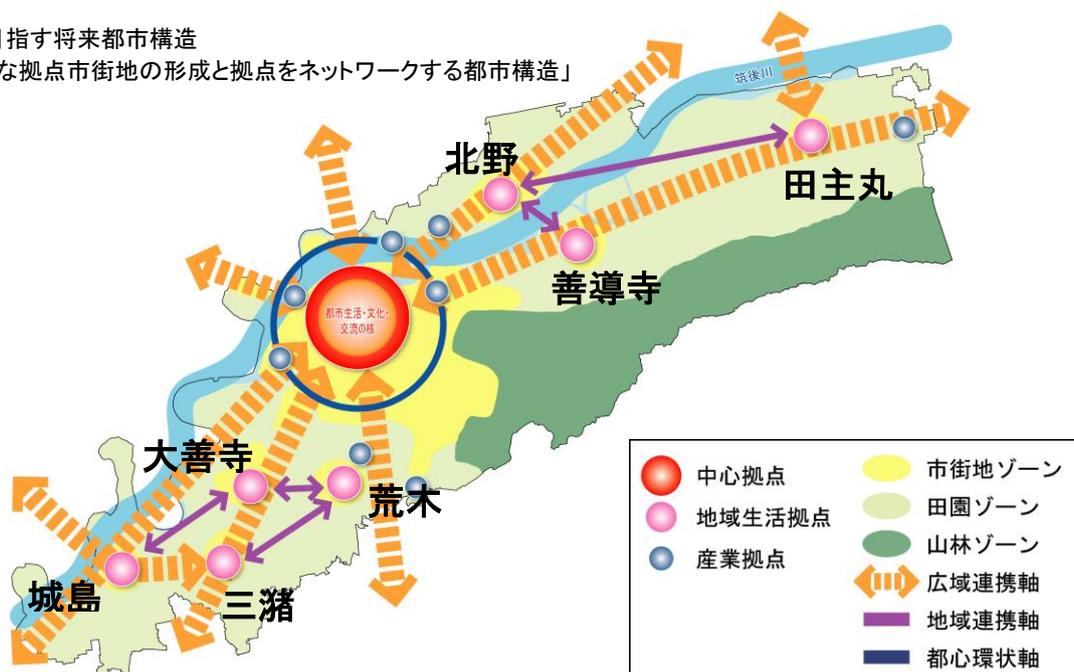
立地適正化計画の基本的な方針については、

- 中心拠点、地域生活拠点といった地域特性を活かした拠点づくり
- 佐賀県東部を含む県南地域をリードする都市基盤の形成
- 市内の連携・交流を支える交通ネットワークの形成
- 人と環境にやさしい移動環境の形成
- 徒歩や自転車、公共交通への利用転換が図られやすい都市づくり

とし、持続可能な都市づくりを進めるものとします。

■本市が目指す将来都市構造

「コンパクトな拠点市街地の形成と拠点をネットワーク化する都市構造」



2. 目標年次

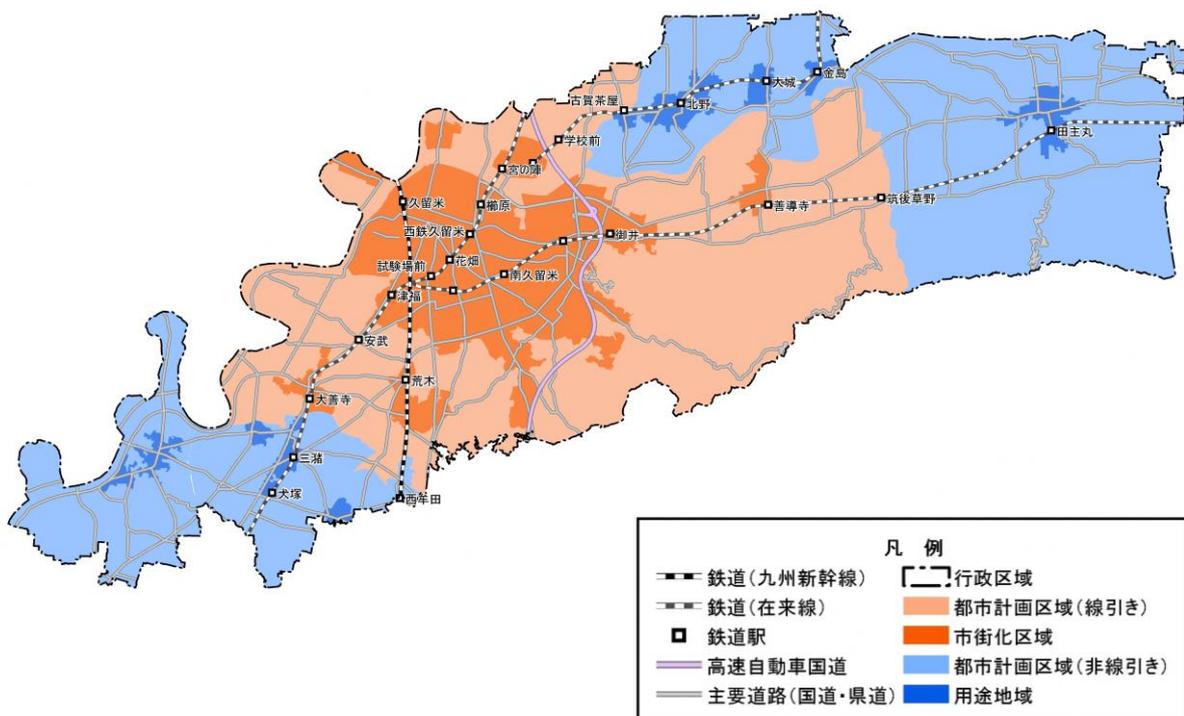
立地適正化計画は、久留米市の目指すべき都市の将来像の実現に向けて、長期的な視点にたって進めることとします（概ね20年後の都市の姿を展望）。

しかし、目標年次は、上位計画となる「久留米市新総合計画」及び「久留米市都市計画マスタープラン」との整合を図るため、これらの計画目標年次である令和7年（2025年）とします。

なお、当該計画が時間軸をもったアクションプランとして運用することで効果的なまちづくりが可能となることから、5年毎に計画達成状況を評価し、状況に合わせて各種誘導区域や取り組み内容を見直すなど、適宜、必要に応じて計画の修正や見直しを行います。

3. 計画の対象区域

立地適正化計画は、都市計画区域を対象にした計画です（都市再生特別措置法第81条第1項）。そのため、対象区域は、久留米市全域とします。



<立地適正化計画の対象区域図>

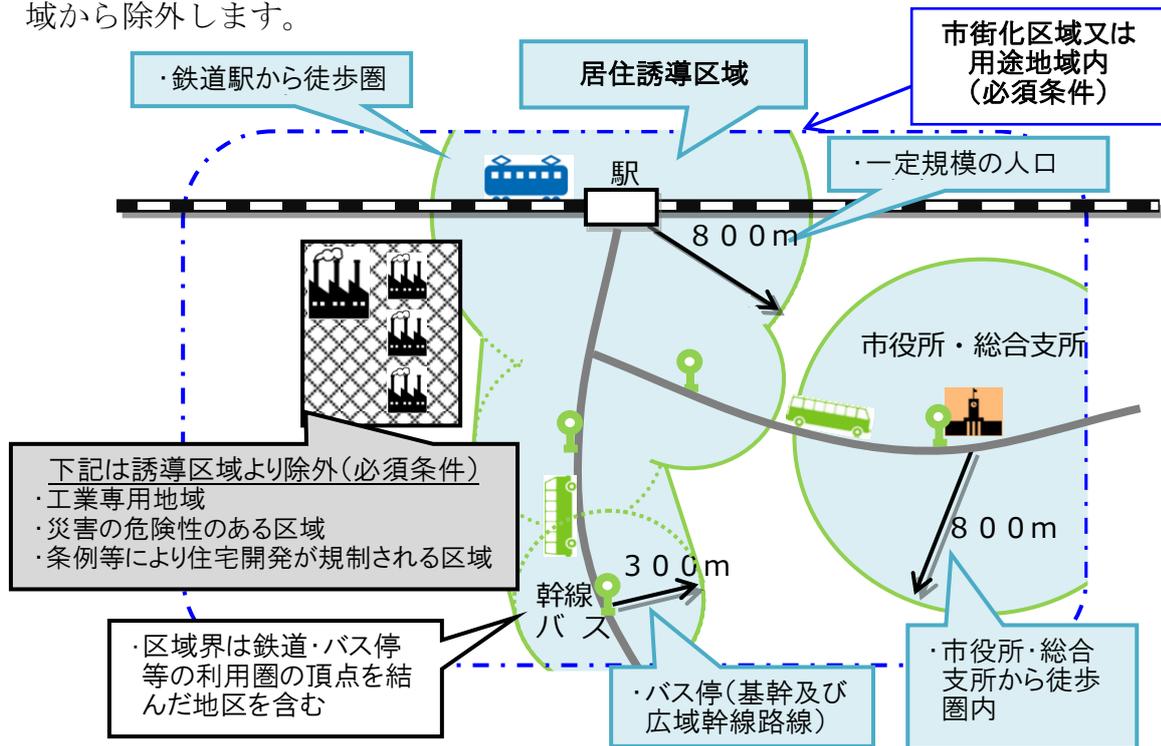
4. 居住誘導区域及び都市機能誘導区域

1) 居住誘導区域

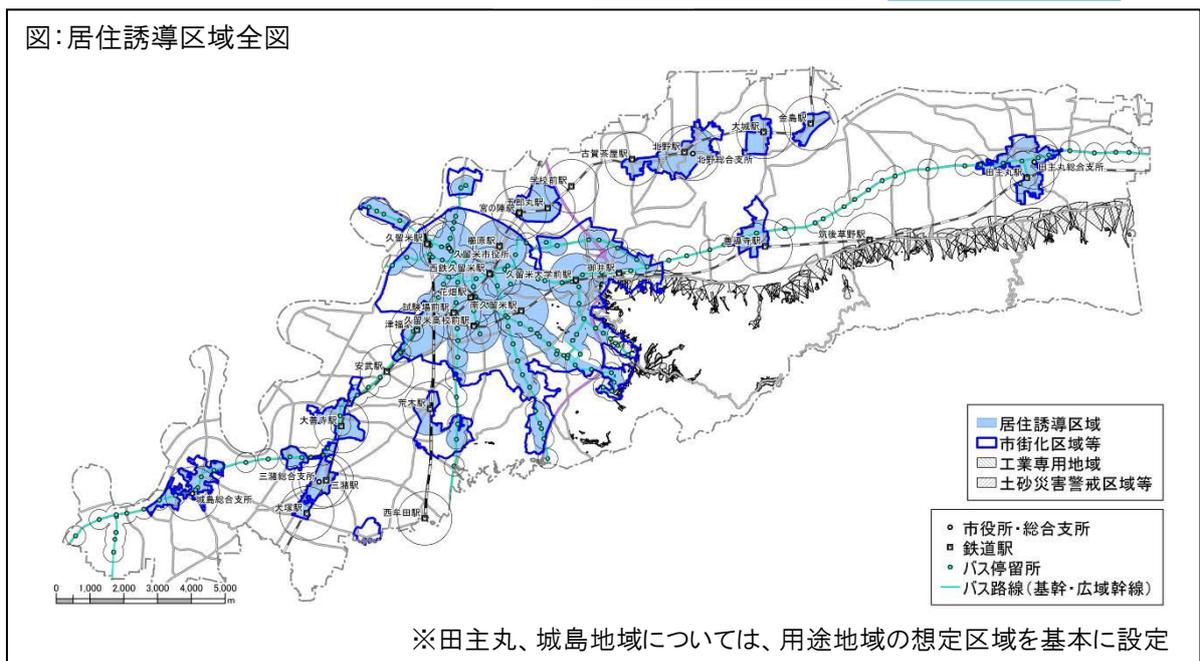
居住誘導区域は、人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を維持、誘導する区域です。

居住誘導区域は、市街化区域及び用途地域のなかであって、公共交通の利便性が高い、鉄道駅や比較運行本数が多いバス路線の停留所、総合支所から徒歩圏内にあり、マイカーに頼ることなく、日常生活機能が享受できる区域を基本に設定します（鉄道駅・総合支所から半径 800m、バス停から半径 300m）。

ただし、工場が立地する区域や土砂災害が懸念される区域については、居住誘導区域から除外します。



図：居住誘導区域全図



※田主丸、城島地域については、用途地域の想定区域を基本に設定

2) 都市機能誘導区域

都市機能誘導区域は、医療・商業等の都市機能を都市の拠点に維持、誘導し集約することにより、市民がこれら各種サービスを効率的に享受する区域です。

都市機能誘導区域については、居住誘導区域のなかであって、各拠点の特性に応じ設定します。

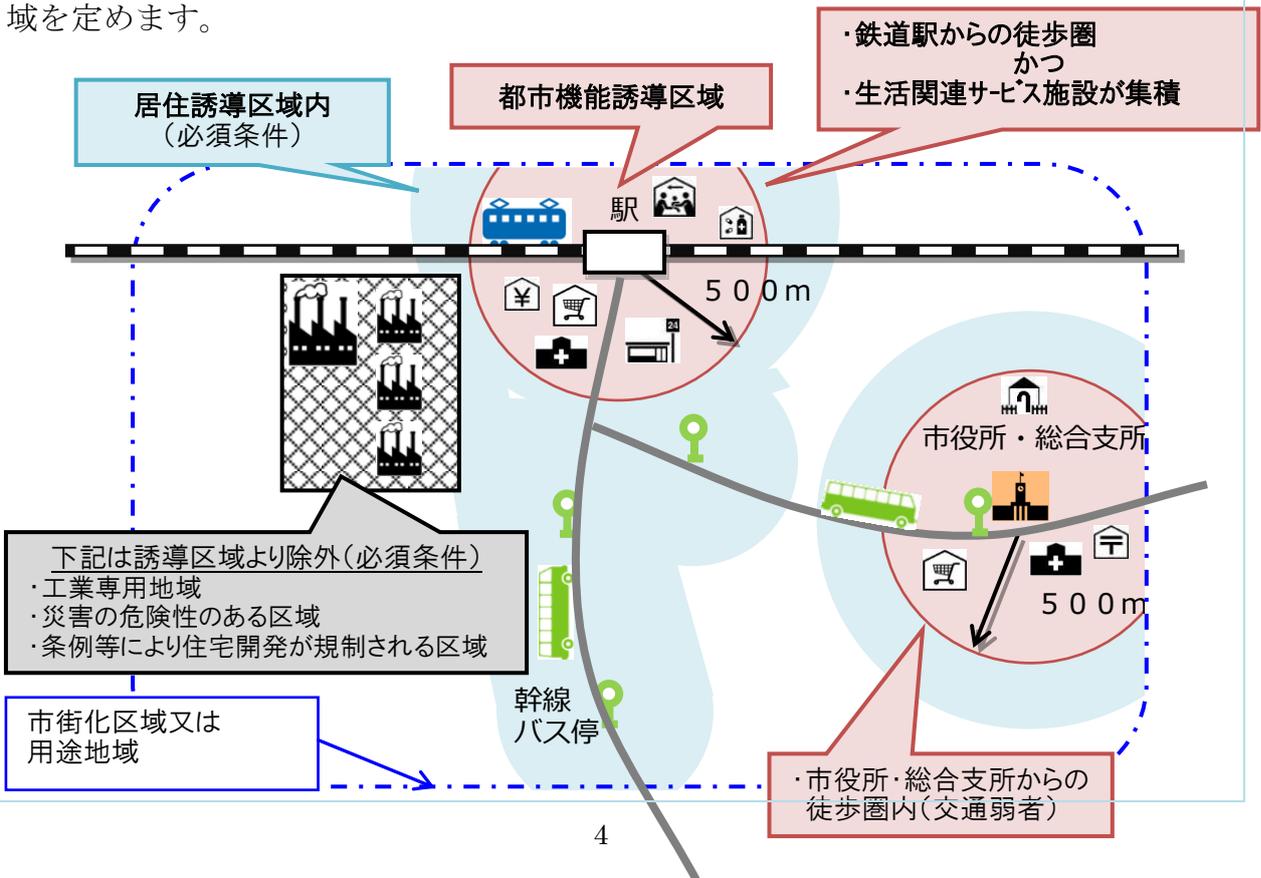
① 中心拠点

中心拠点については、市民をはじめ、県南地域の住民が高度な生活サービスを享受する拠点と位置付け、医療（久留米大学病院、聖マリア病院など）、文化（久留米シティプラザ、石橋文化センター）、商業施設（中心市街地など）などの地域の中心的役割を担う核が集積し、鉄道やバスなどの公共交通機関や自転車で容易にアクセスすることが可能な区域を設定します。



② 地域生活拠点など

地域生活拠点については、身近な生活機能の集積を図る拠点と位置付け、自動車に頼ることなく公共交通などによりアクセスしやすい鉄道駅や総合支所周辺（半径 500 m）を基本に設定します。また、久留米市都市計画マスタープランで示す地域生活拠点以外の鉄道駅周辺についても、生活利便性の向上を図る区域として都市機能誘導区域を定めます。



5. 都市機能誘導施設

●各誘導区域への誘導施設の設定

拠 点	役 割	誘 導 施 設
中心拠点	<ul style="list-style-type: none"> ○広域拠点の役割 ○高次都市施設の維持 ○中心市街地に求められる機能 	<p>《戦略・拠点性を高める都市機能を有するもの》※</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高次医療施設 (地域医療支援病院又は特定機能病院) ・大規模商業施設 (床面積 3,000 ㎡超) ・銀行等
地域生活拠点等	<ul style="list-style-type: none"> ○各地域を支える生活利便施設 	<p>《戦略・拠点性を高める都市機能を有するもの》※</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療施設 (中心拠点における誘導施設を除く) ・スーパーマーケット (中心拠点における誘導施設を除く、床面積 500 ㎡超) ・銀行等 (ATM 設置のコンビニ含む)

1) 中心拠点

中心拠点に維持、誘導する都市機能誘導施設については、県南や久留米市全体を牽引する拠点としての役割を踏まえ、久留米市都市計画マスタープランで示す医療や商業などの高次都市機能や市民が中心市街地を利用する（来る）目的となる施設を都市機能誘導施設とします。

2) 地域生活拠点など

地域生活拠点に維持、誘導する都市機能誘導施設については、各地域の生活利便性を支える拠点としての役割を踏まえ、生活サービス機能である、買い物、医療などを設定します。

※¹《戦略・拠点性を高める都市機能を有するもの》

戦略、拠点性を高める都市機能については、「久留米市新総合基本計画」や「久留米市都市計画マスタープラン」等で目指している都市像の実現に向け、都市機能の役割を担う施設(社会福祉施設等)の整備に関する検討が具体的になされるなかで、本計画の都市機能誘導施設への位置付けについて検証していくものとします。

6. 誘導方針

立地適正化計画で目指す「コンパクトな拠点市街地の形成と拠点をネットワークする都市構造」の構築を推進するため、居住誘導区域内の人口密度の確保、都市機能誘導区域内への各種生活サービス施設の維持、誘導、また、各拠点間を結ぶ公共交通ネットワークの充実などを総合的に展開します。

施策については、「中心市街地の活性化」や「魅力的な市街地環境の形成」、「持続可能な地域公共交通体系の構築」との連携など、地域の現況や特性に応じ展開していきます。

なお、本計画が時間軸を持ったアクションプランであることから、計画に位置付けた施策・事業については、概ね5年ごとに評価等を行い、必要に応じて本計画を変更します。

7. 計画の評価

1) 目標値

立地適正化計画の実現を図るために、「コンパクトなまちづくり」や「公共交通によるネットワーク」の達成を示す目標値を、以下の通り設定します。

目標1 居住誘導区域内の人口密度（人/ha）

基準値:54人/ha
(平成27年(2015年))



目標値:54人/ha
(令和7年(2025年))

目標2 公共交通利用回数（回/人・年）

基準値:132回/人・年
(平成27年(2015年))



目標値:140回/人・年
(令和7年(2025年))

目標3 住民のすみやすさ意識（%）

基準値:82%
(平成27年(2015年))



目標値:90%
(令和7年(2025年))

8. その他区域への対応

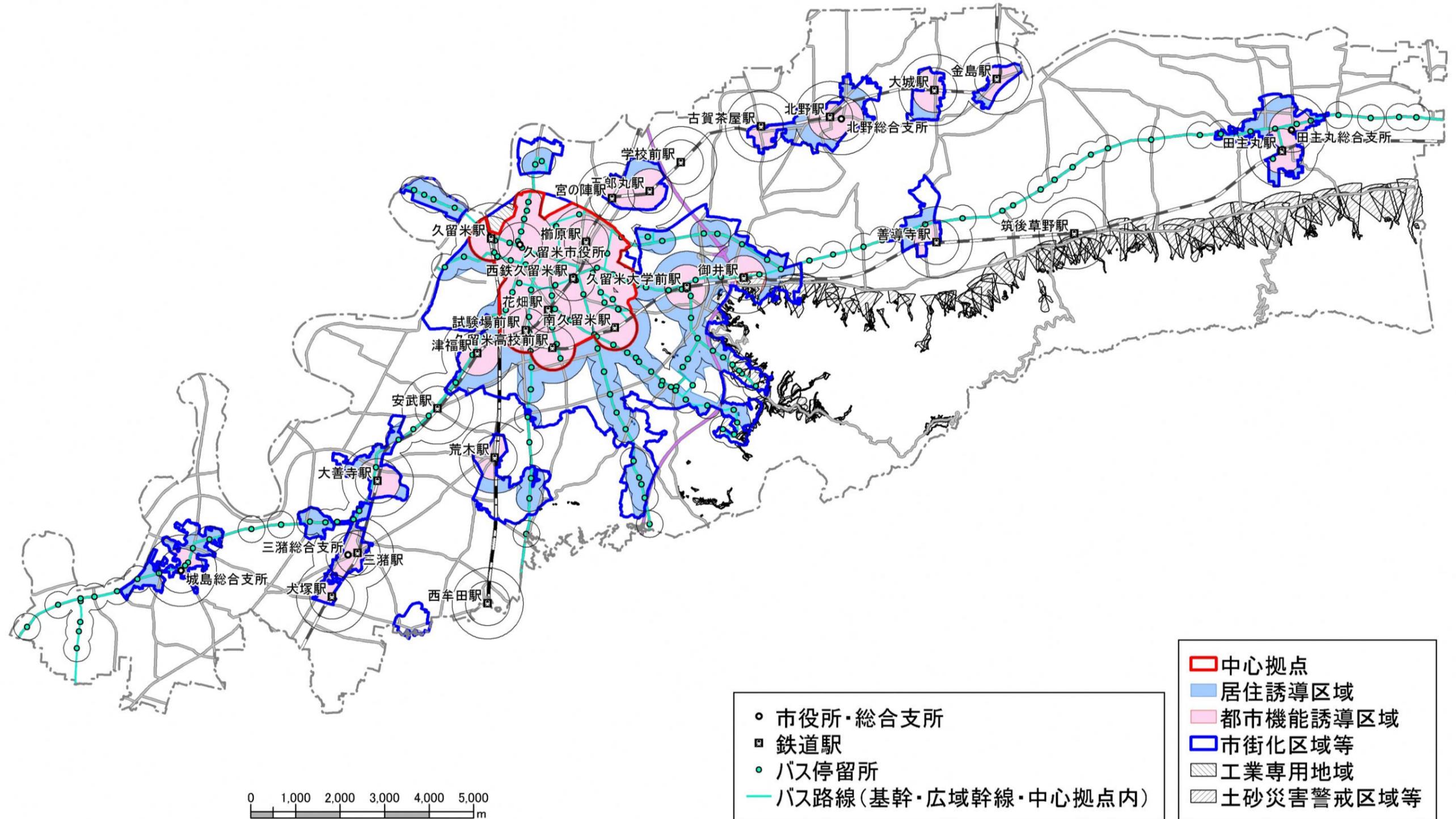
中心拠点や地域生活拠点などを形成することで、各地域の生活利便性を維持するとともに、居住誘導区域外の地域についても、

- ① 持続的な地域コミュニティの形成を目指す必要がある地域
- ② 良好な環境を備え、暮らしを支えるため多様な世代の流入を促す地域
- ③ 鉄道駅周辺の立地特性を活かし、鉄道沿線居住や都市機能の誘導などの可能性を有する地域

などについては、生活サービス機能が低下しないように、他の施策とも連携し、総合的な取り組みを進めていく必要があります。

については、久留米市全域で持続可能な都市づくりを進めるため、居住誘導区域外の地域における適切な土地利用のあり方などについても検討します。

都市機能誘導区域及び居住誘導区域全体図



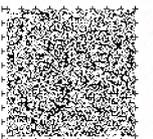
※都市機能誘導区域は、居住誘導区域を含む



久留米市立地適正化計画



平成29年3月
久留米市



目 次

1	はじめに	
	(1) 立地適正化計画とは	1
	(2) 久留米市立地適正化計画の策定について	2
2	久留米市の現状と将来の課題	
	(1) 久留米市の人口推移	6
	(2) 人口減少と高齢化により進行する課題	8
	(3) 久留米市の現状と将来の課題	13
3	久留米市立地適正化計画の基本方針	
	(1) 将来都市像	14
	(2) 久留米市立地適正化計画における各区域の考え方	15
4	居住誘導区域	
	(1) 居住誘導区域の設定について	17
5	都市機能誘導区域及び誘導施設	
	(1) 都市機能誘導区域の設定について	19
	(2) 誘導施設の設定について	21
6	誘導施策の展開	
	(1) 誘導施策の基本体系	25
	(2) 誘導施策の基本的な考え	26
	(3) 国の支援制度等について	28
7	計画の評価	
	(1) 目標値	29
	(2) 計画の評価	29
8	その他	
	その他区域外への対応について	30

1

はじめに

(1) 立地適正化計画とは

●立地適正化計画とは

都市全体の観点から、居住機能や商業・医療等の都市機能の立地の充実等に関する包括的なマスタープランとして策定する計画となります

立地適正化計画とは、平成26年8月に都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行により、住宅及び都市機能増進施設（医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの（以下、「誘導施設」という。))の維持・誘導を図る計画として、市町村において策定するものです。

この立地適正化計画は、人口が減少に転じ、開発圧力が弱まる中、届出制度の運用や施設立地へのインセンティブ（支援施策）などにより、中長期的に誘導施設等を区域内へ誘導することで、将来に渡りコンパクトで持続可能な拠点市街地を形成し、都市の魅力と活力の維持・向上を図る計画です。

●立地適正化計画に定める事項

都市全体を見渡しながらか、計画の対象となる区域や基本的な方針の他、居住や生活サービス機能を維持・誘導する区域やそのための施策等を定めます

立地適正化計画では、おおむね20年後の都市の姿を展望し、基本的に以下の事項を定めます。

- 立地適正化計画の区域
- 立地の適正化に関する基本的な方針
- 居住誘導区域と市が講ずべき施策
- 都市機能誘導区域と市が講ずべき施策
- 誘導施設（都市機能誘導区域ごとの誘導施設、誘導施設の整備事業など）
- 施策又は事業等の推進に関連して必要な事項
- その他、居住や施設の立地適正化を図るために必要な事項など

居住誘導区域

市街化区域・用途地域内で居住を誘導し人口密度を維持するエリアを設定

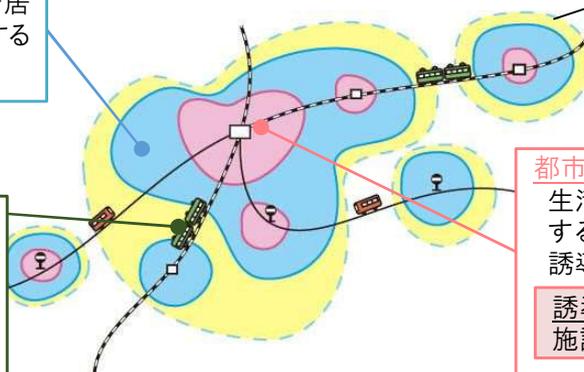
公共交通

将来にわたって維持・充実を図る公共交通網を設定
（※都市交通マスタープラン、公共交通網形成計画との連携）

**市街化区域
用途地域****都市機能誘導区域**

生活サービス機能を誘導するエリアと当該エリアに誘導する施設を設定

誘導施設…病院、福祉施設、スーパーなど



<立地適正化計画のイメージ>

(2) 久留米市立地適正化計画の策定について

● 策定の目的

久留米市都市計画マスタープランにおける将来都市像の実現を目指します

久留米市は、人口減少・超高齢社会などの課題に対応するため、目指すべき都市の姿や目標を示した「久留米市都市計画マスタープラン」(平成24年12月)を策定し、「コンパクトな拠点市街地の形成と拠点をネットワークする都市構造」の構築を進めています。

また、人口減少の克服と人口減少・超高齢社会に対応した都市づくりをあわせて行うことにより、将来にわたって持続可能な地域社会を形成することを目指し、「久留米キラリ創生総合戦略」(平成27年10月)を策定しており、その中で、拠点の機能を高め、暮らし続けられるためのコンパクトなまちをつくるため、立地適正化計画の策定、計画の推進を掲げています。

この立地適正化計画は、都市再生特別措置法に定められた制度で、久留米市都市計画マスタープランや久留米キラリ創生総合戦略で目指す都市構造の構築に向け、拠点周辺に人口密度と日常生活に必要な生活サービス機能の維持・誘導を図る計画です。

この計画に基づき関連施策を実施することで、中長期的にコンパクトな拠点市街地の形成を図ります。

将来都市構造は、計画的かつ効率的に整備すべき都市的土地と保全や活用を図るべき自然的土地など的大まかな土地利用のあり方を示すゾーン、都市機能の集積を図るべき拠点、拠点どうしの人や物の結びつきを示す軸により明確化します。

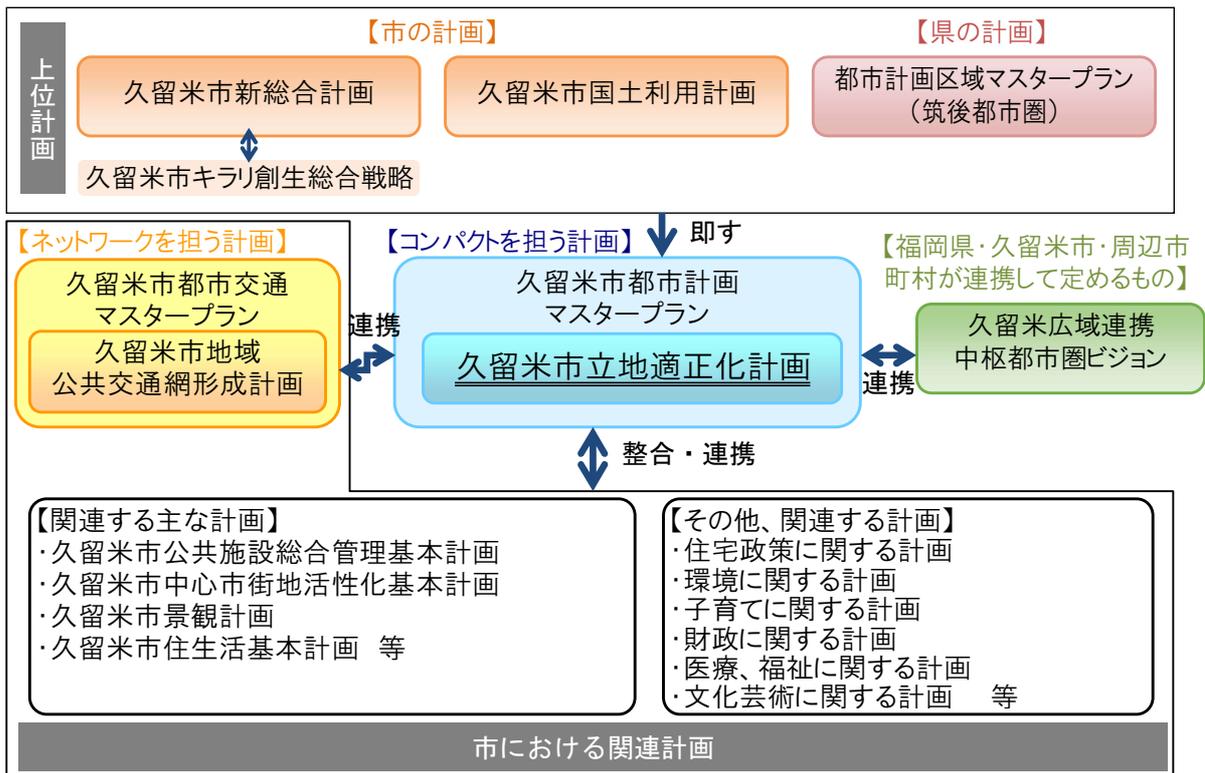
「コンパクトな拠点市街地の形成と拠点をネットワークする都市構造」



<久留米市都市計画マスタープランにおける将来都市構造図>
資料:久留米市都市計画マスタープラン

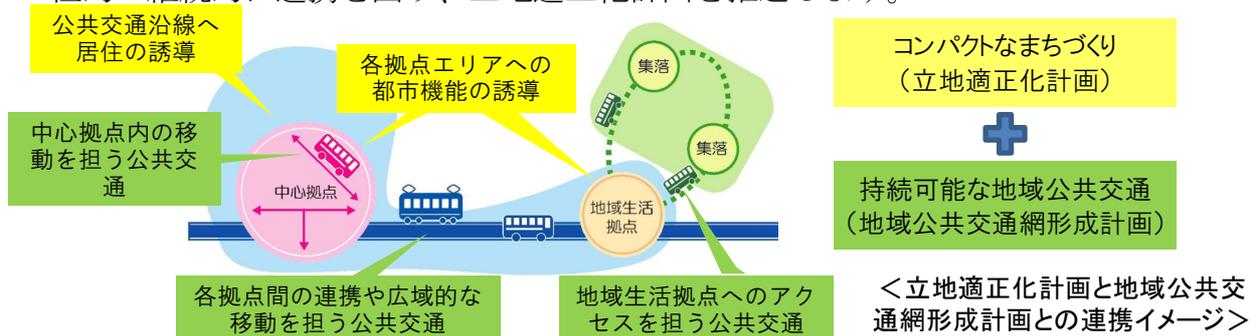
●計画の位置づけ

久留米市立地適正化計画は、都市全体の観点から居住機能や商業・医療・福祉等の都市機能の立地等に関する包括的なマスタープランとして策定するもので、都市計画マスタープランの一部とみなされます。このため、上位計画である「久留米市総合計画」や「都市計画区域マスタープラン（筑後都市圏）」に即して策定された「久留米市都市計画マスタープラン」に準拠します。更に目指すべき都市像の実現には、公共交通に関する計画との連携が必須であるとともに、その他、商業・医療・福祉等の多様な計画との連携も必要です。



<久留米市立地適正化計画の位置付け>

また、都市再生特別措置法の改正とあわせ、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律も改正され、コンパクトなまちづくり（まとまり）と一体で持続可能な交通ネットワーク（つながり）の重要性が示されています。久留米市においても、立地適正化計画と地域公共交通網形成計画と連動し、目指す将来都市構造の形成が促進されるよう取り組んでいきます。さらに今後、平成27年12月に策定された「鉄道沿線まちづくりのガイドライン」にあるよう広域連携に関する視点についても積極的・継続的に連携を図り、立地適正化計画を推進します。



<立地適正化計画と地域公共交通網形成計画との連携イメージ>

●目標年次

20年後の都市の姿を展望しつつ、目標年次は平成37年（2025年）に設定

久留米市立地適正化計画は、目指すべき都市の将来像の実現に向けて、長期的な視点にたって進めることとし、概ね20年後の都市の姿を展望します。

この中で目標年次は、上位計画となる「久留米市新総合計画」及び「久留米市都市計画マスタープラン」との整合を図るため、2つの計画目標年次である平成37年（2025年）とします。

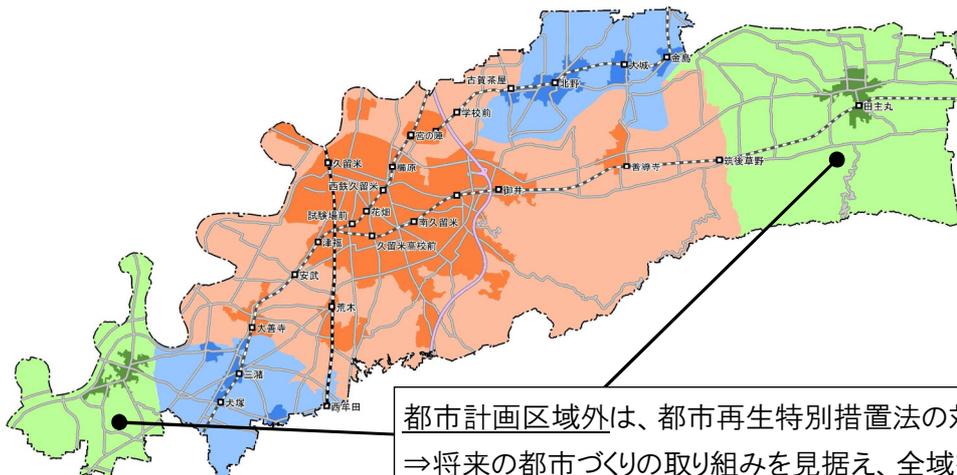
なお、立地適正化計画が時間軸をもって運用することで効果的なまちづくりが可能となることから、概ね5年毎に計画達成状況を評価し、状況に合わせて各種誘導区域や取り組み内容を見直すなど、適宜、必要に応じて計画の修正や見直しを行います。

●計画対象区域

市全域を計画対象区域

立地適正化計画は、都市計画区域を対象にした計画です。しかし、久留米市では各地域の特性を活かし、均衡ある発展を目指した一体性のある都市づくりを進めていることから、都市計画区域外を含めた全市的な視点で方針等の検討を進めることが重要です。

そこで、将来の都市づくりの取り組みを見据え、「久留米市立地適正化計画」の対象区域は、久留米市全域とします。



凡例	
—●— 鉄道(九州新幹線)	┌──┐ 行政区画
—●— 鉄道(在来線)	■ 都市計画区域(線引き)
■ 鉄道駅	■ 市街化区域
—●— 高速自動車国道	■ 都市計画区域(非線引き)
—●— 主要道路(国道・県道)	■ 用途地域
	■ 準都市計画区域
	■ 用途地域(検討)

※田主丸、城島地域については、用途地域の想定区域を基本に分析、検討を実施

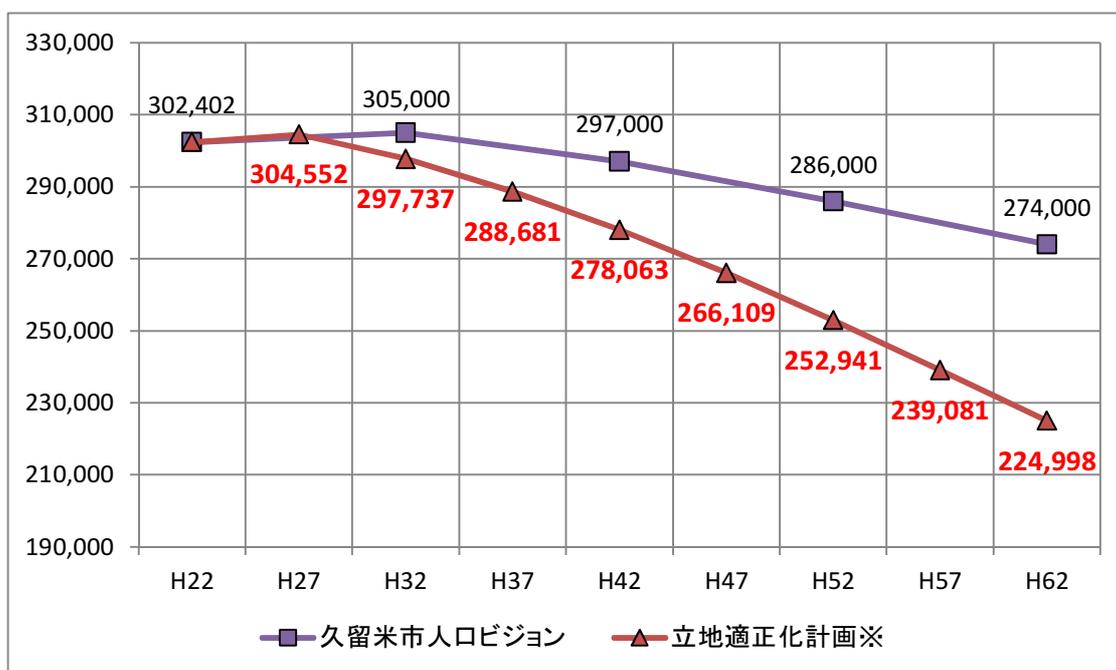
<立地適正化計画の対象区域図>

●将来人口推計

久留米市立地適正化計画で用いる人口推計値は、将来における人口減少の課題を明確にするため、平成27年（2015年）の国勢調査結果を踏まえ、国立社会保障人口問題研究所（社人研）の推計値を基本とした値を用いるものとします。

一方、久留米市は、平成27年度（2015年度）に、まち・ひと・しごと創生法に基づき、将来の人口の展望などをまとめた「久留米市人口ビジョン」と今後5ヵ年の目標や施策の基本的方向・具体的な施策をまとめた「久留米市キラリ創生総合戦略」を策定しており、人口の将来展望として、平成32年度（2020年度）当初が30万5千人、平成52年度（2040年度）末が28万6千人としています。

この人口の将来展望は、久留米市立地適正化計画で用いる推計値より高い値ですが、人口減少・超高齢社会など、時代を見据えた都市を構築するとともに様々な施策を実施することで、見込まれる値となっています。



※国立社会保障人口問題研究所の推計値に平成27年国勢調査結果を補正し算出

<将来人口の推移>

(1) 久留米市の人口推移

①人口

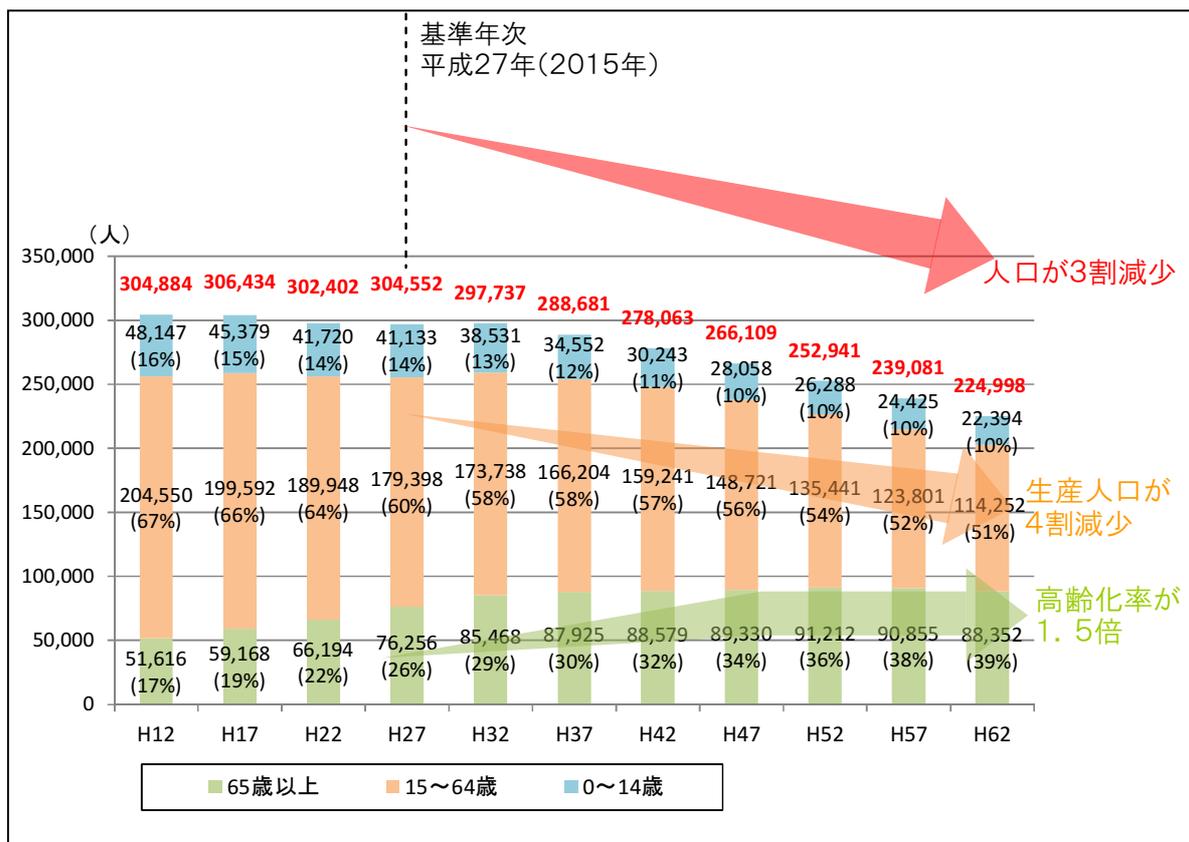
【問題】

- 人口減少が顕著で、一定規模の人口を確保できない地区が発生し、サービス施設の撤退や、それに伴う身近な生活サービスを受けられない居住地が増加
- 人口構成が大きく変化しており、地域によっては高齢者福祉施設や児童福祉施設の過不足が発生

市街地を維持する人口の維持・集積を図ることが必要

●人口推移

- ・人口減少が顕著で、平成27年(2015年)と比較し、平成62年(2050年)には約3割減少
- ・平成27年(2015年)と比較し、平成62年(2050年)には高齢者(65歳以上)は約1万人増加、年少人口(0歳～14歳)は約2万減少

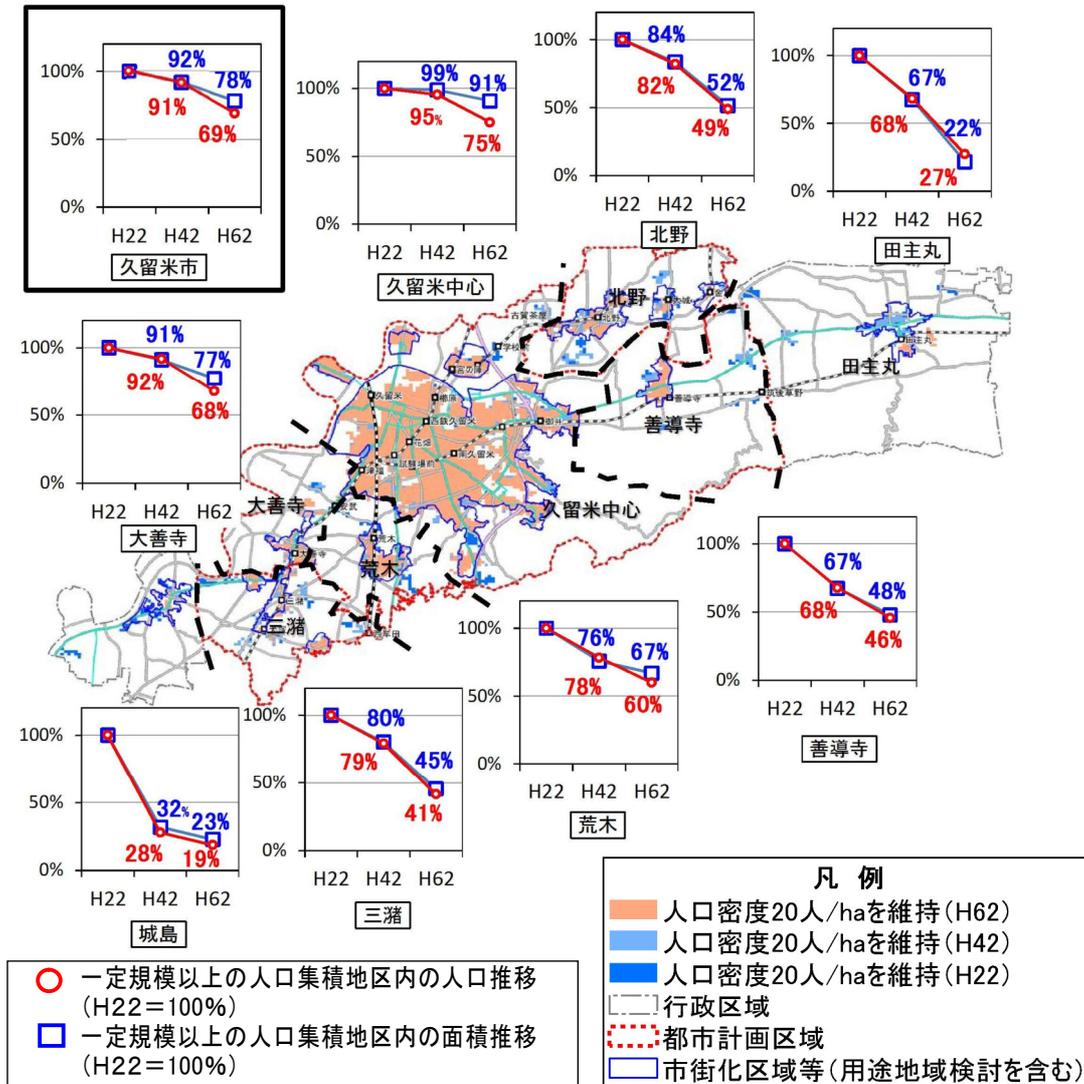


※平成27年(2015年)以前(実績値)は人口総数に年齢不詳人口が含まれる。

<年齢別人口の推移>

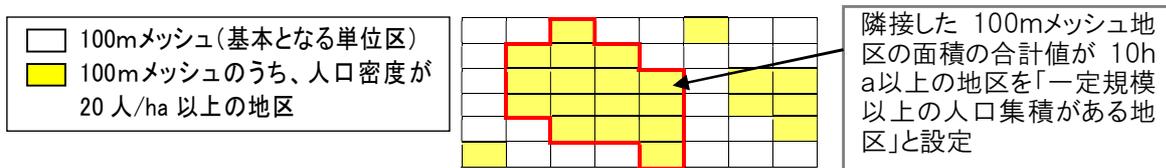
●一定規模以上の人口集積がある地区分布の動向

- ・久留米中心地域では、一定規模以上の人口集積がある地区の面積は確保できるものの、縁辺部では減少がみられる。
- ・その他の地域では、一定規模以上の人口集積がある地区の面積が大きく減少し、田主丸、城島地域においては、用途地域内においても減少する。



※ 「一定規模以上の人口集積がある地区」とは、久留米市の都市構造評価の分析において独自に設定した地区で、以下の基準を定めています。

- ・人口密度20人/ha以上を有する100mメッシュの地区が隣接し、かつその隣接したメッシュ地区の面積の合計値が10ha以上となる地区
(人口密度20人/haは、個別の生活サービス機能を維持するため必要な人口密度が19~24人/haとなることから設定(資料 都市構造評価ハンドブック(国土交通省))



<一定規模以上の人口集積がある地区の推移図>

(2) 人口減少と高齢化により進行する課題

①行政運営

【問題】

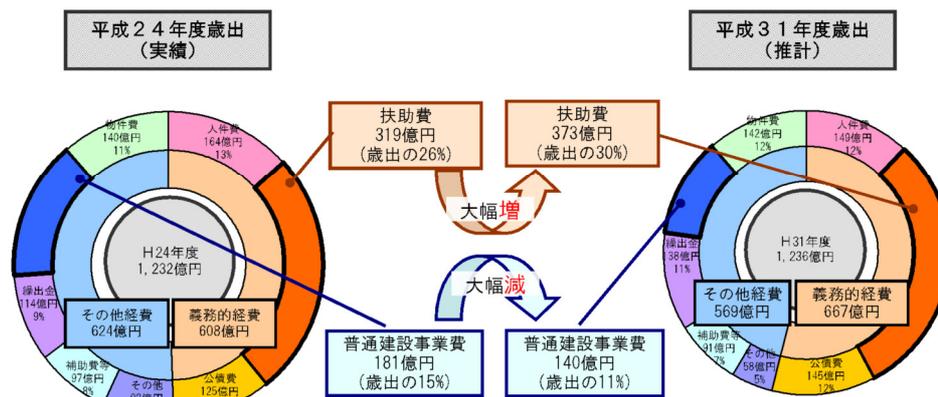
- 公共施設の改修や建替えを行うための十分な予算の確保が困難になることが予想される
- 市街地の拡大・低密度化の進行が継続すれば、都市基盤施設の維持管理などの行政サービスが低下する恐れがある

→ 公共施設の統廃合などによる量の見直しとコンパクトな市街地形成や都市機能の集積により、限られた財源のなかで効率的な行政(都市)運営を図ることが必要

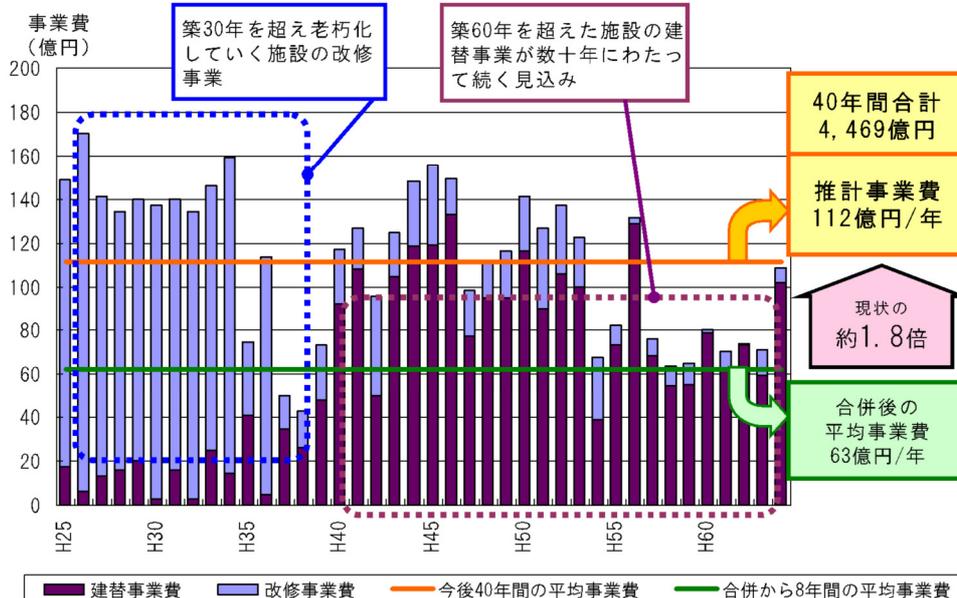
●財政の現状と推計

- ・高齢化の進行により扶助費が大幅に増加する一方で、普通建設事業費の規模は縮小
- ・老朽化する施設の改修や施設建替が数十年にわたって続く

《 平成24年度と平成31年度の財政状況比較 》



《 改修及び建替え事業費の今後の推計 》



資料:久留米市公共施設白書(H26.7)

②交通

【問題】

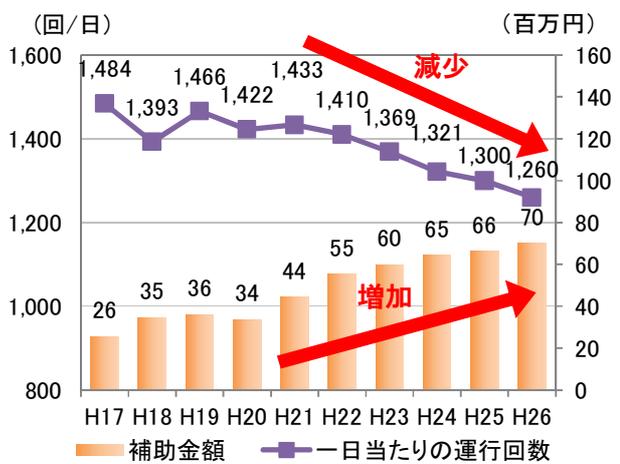
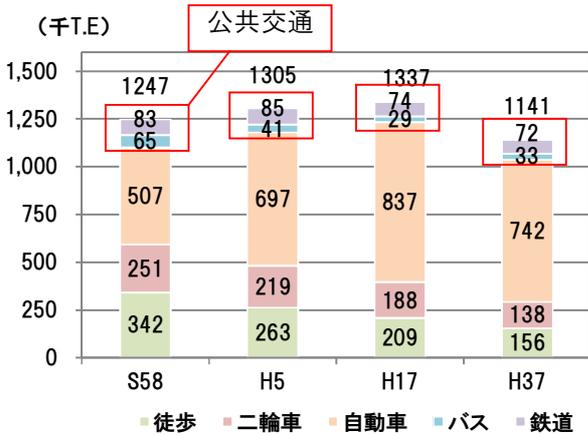
○公共交通利用者数の減少により、公共交通サービスの低下を招き、公共交通の利便性の低い地域がさらに増えることが懸念される



公共交通の利便性を確保するため、公共交通沿線における人口密度の確保や土地利用と連携した交通ネットワークの形成が必要

●交通手段の動向(公共交通の利用分担率)と公共交通の利用状況

- ・徒歩、二輪車、公共交通(鉄道、バス)の利用構成は減少、自動車は増加傾向
- ・路線バス利用者数、一日当たりの運行回数は減少し、赤字補助額は年々増加

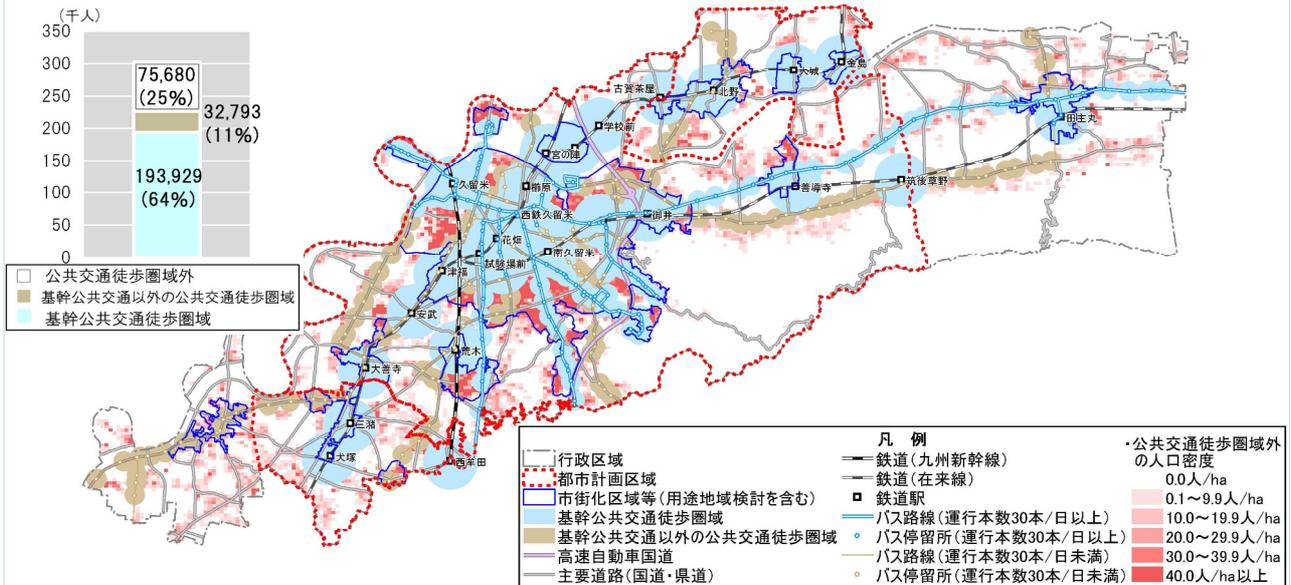


＜人の動きの手段別推移＞
資料: 第2~4回パーソントリップ調査(久留米市都市交通マスタープランを加工)

＜バスの運行回数及び赤字補助額の推移＞
資料: 久留米市統計書他

●基幹公共交通徒歩圏域等

- ・人口の約25%にあたる市民が、公共交通の徒歩圏域外に分布



＜公共交通徒歩圏域＞資料: 国勢調査、国土数値情報他

基幹公共交通徒歩圏域: 鉄道駅から800m圏内或いはバス停(運行本数30本/日以上)から300m圏内の地域
基幹公共交通以外の公共交通徒歩圏域: バス停(運行本数30本/日未満)から、300m圏内の地域
公共交通徒歩圏域外: 上記以外の区域

※トリップ: 人が一つの目的を持って、ある地点からある地点へ移動する単位

③ 中心市街地

【問題】

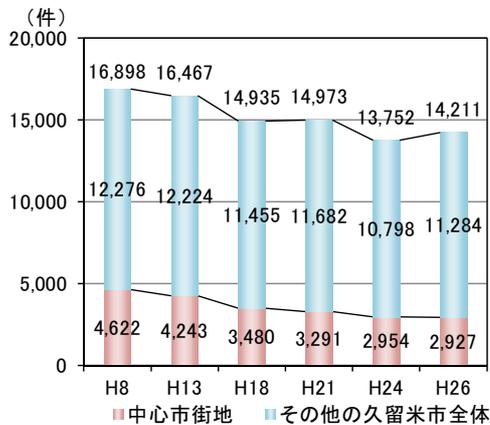
○近年の中心市街地の居住人口は増加しているものの、歩行者数は減少傾向にあり、市中心部の賑わい低下が市域全体の魅力低下を招く恐れがある



中心市街地の求心力を高め活性化を図ることが必要

● 事業所数

- ・企業数、事業所数、従業者数ともに、県内第3位(平成24年(2012年))で筑後地域の中心都市
- ・事業所数は減少の傾向にあったが近年は横ばい

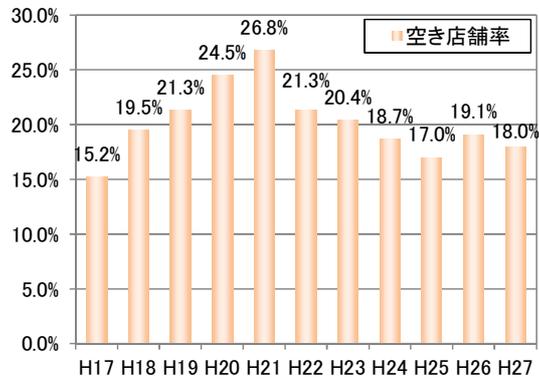


＜事業所数の推移＞

資料：事業所・企業統計調査(H8～18)、経済センサス(H21～26)

● 空き店舗

- ・中心市街地の空き店舗率は平成21年(2009年)27%をピークに減少しているが、約20%を前後に横ばい

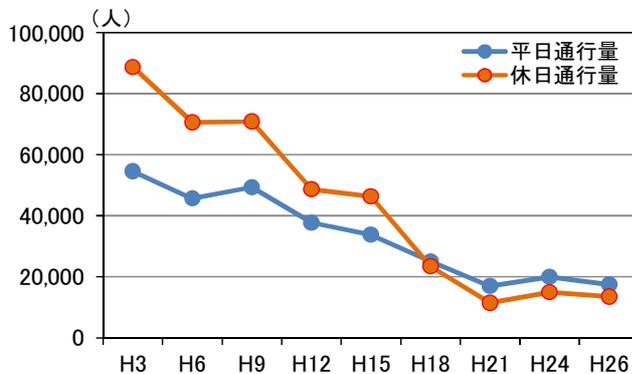


＜久留米市中心商店街空き店舗の推移＞

資料：中心市街地活性化基本計画

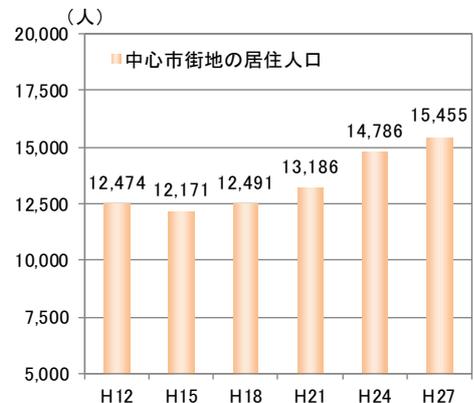
● 居住者数・歩行者通行量

- ・中心市街地の歩行者数は平日・休日ともに減少するが、居住者数は平成15年(2003年)以降増加傾向にあり、中心市街地に人は増えているが、訪れる人は減少
- ・平成18年(2006年)以降、平日通行量が休日通行量を上回り、中心市街地を歩く人の多くが通勤・通学者と考えられ、休日の賑わいが低下



＜中心商店街の歩行者通行量の推移＞

※調査方法：歩行者通行量調査(毎年度7月最終日曜日(10時～19時)実施)
 ※調査主体：久留米商工会議所
 ※調査対象：観測地点24地点のうち5地点(西鉄久留米駅東口、駅前商店街、一番街、あけぼの商店街、六ツ門商店街)



＜中心市街地の人口推移＞

資料：住民基本台帳(各年10月1日)

④生活サービス施設

【問題】

○人口減少に伴い、生活サービス施設の縮小・撤退が進行する恐れがあり、生活利便性の更なる低下を招く可能性がある



生活サービス施設が維持できる圏域人口密度の確保が必要

●利用人口と都市機能

・生活サービス施設の維持には、商圏内で一定規模の人口確保が求められる。



<医療>	地区診療所	診療所	地区病院	中央病院
<福祉>	高齢者向け住宅 訪問系サービス	デイサービスセンター 地域包括支援センター 老健・特養		有料老人ホーム
<買い物>	コンビニエンスストア	食品スーパー	商店街・百貨店等	

※ 人口規模と機能の対応は概ねの規模のイメージであり、具体的には条件等により差異が生じると考えられる。
出典：都市再構築戦略検討委員会専門家プレゼンテーションにより国土交通省作成

商業施設の商圏と施設規模

商品の性質や業態の組み合わせ等で、商圏や立地戦略は様々

※ コンビニエンスストア

大都市住宅地 ⇒ 商圏：半径500メートル、周辺人口：3,000人、流動客

その他の地域 ⇒ 商圏：半径2～3キロメートル（幹線道路沿いに立地）、

周辺人口：3,000人～4,000人、流動客

※ 食品スーパー（2,000㎡～3,000㎡規模） ⇒ 周辺人口1～3万人

※ ドラッグストア（1,000㎡～1,500㎡規模） ⇒ 周辺人口1～3万人

※ 出典：国土交通省都市局第2回都市再構築戦略検討委員会資料より抜粋

●生活サービス施設の充足率及び徒歩圏内の人口密度

・久留米市全体としては、生活サービス施設の充足率及び人口密度は平均より高く、一定程度の生活利便性を確保しているが、地域別にみるとその割合や密度が低い地域がある。

		都市規模別 平均値	久留米市								
			久留米中心 地域	善導寺 地域	荒木 地域	大善寺 地域	田主丸 地域	北野 地域	城島 地域	三潞 地域	
公共交通	充足率	40%	68%	78%	46%	51%	59%	39%	63%	33%	55%
	人口密度(人/ha)	16.0	30.4	46.0	12.3	19.6	22.5	13.8	16.1	14.4	13.9
医療施設 (内科)	充足率	76%	88%	98%	77%	88%	91%	58%	68%	51%	56%
	人口密度(人/ha)	20.0	23.3	39.0	8.8	16.0	15.1	8.3	15.1	10.3	12.1
医療施設 (外科)	充足率	76%	63%	78%	20%	54%	29%	33%	43%	48%	32%
	人口密度(人/ha)	20.0	27.2	40.7	5.4	18.8	11.1	12.6	17.0	10.1	13.2
高齢者 福祉施設	充足率	73%	88%	97%	64%	85%	82%	44%	82%	76%	71%
	人口密度(人/ha)	19.0	21.8	37.2	9.4	13.8	15.1	8.4	11.7	8.1	11.4
基幹 商業施設	充足率	65%	65%	83%	40%	51%	35%	21%	26%	15%	36%
	人口密度(人/ha)	24.0	34.3	48.5	19.2	21.6	18.2	9.2	15.8	11.9	10.3
児童保育 施設等	充足率	73%	85%	95%	68%	88%	85%	45%	78%	75%	53%
	人口密度(人/ha)	19.0	23.0	38.6	9.9	15.4	16.4	7.6	12.8	9.4	12.7

充足率は、各生活サービス施設の徒歩圏に住む人口の総人口(対市・地域)に占める割合
人口密度は、生活サービス施設の徒歩圏の区域における人口密度

※生活サービス施設は、上記施設に限定されるものではなく、様々な条件による立地が考えられる。

⑤人口減少の更なる進行

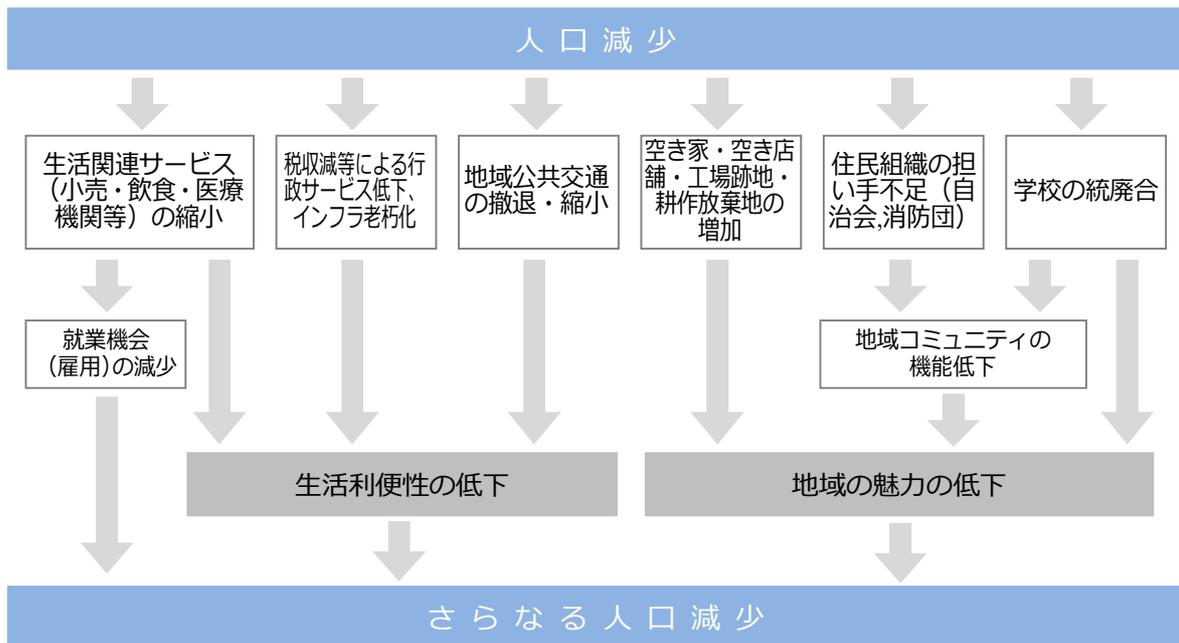
【問題】

○人口減少による様々な問題が、都市の衰退を進行させ、更なる人口減少の要因となり、負のスパイラルが続く

➡ 集約型の都市構造への転換が必要

●人口減少がもたらす諸問題

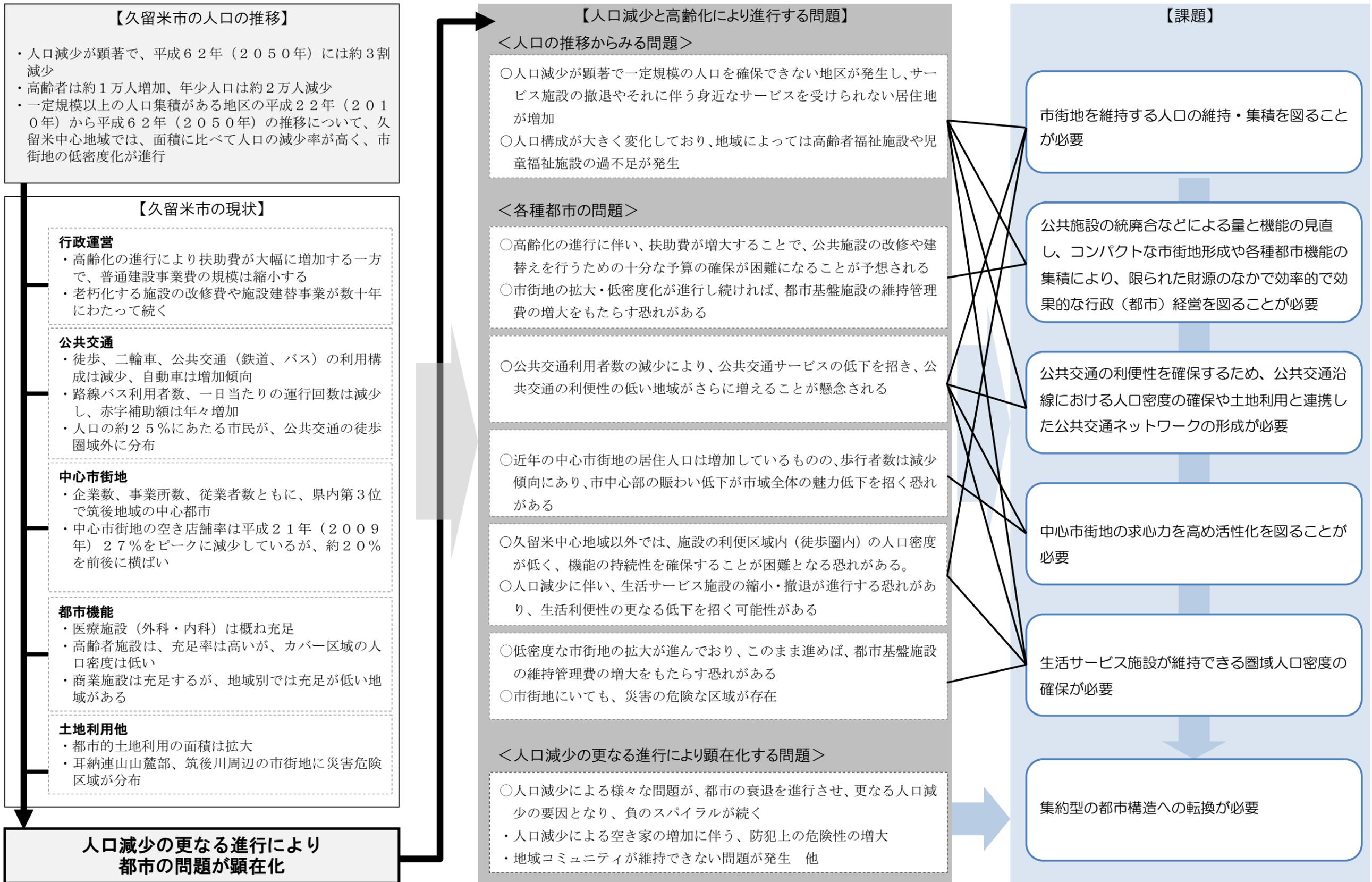
・拡散した市街地を抱えたまま人口減少を迎えることとなれば、ますます市街地の低密度が進行



<人口減少の負のスパイラル>

資料:国土交通省

(3) 久留米市の現状と将来の課題



3

久留米市立地適正化計画の基本方針

(1) 将来都市像

『コンパクトな拠点市街地の形成と 拠点をネットワークする都市構造』

久留米市立地適正化計画の将来都市像と、それを実現していくための基本的な方針については、平成24年（2012年）に策定した久留米市都市計画マスタープランに基づき、以下のように定めるものとします。

<将来都市像>

『コンパクトな拠点市街地の形成と拠点をネットワークする都市構造』

<基本的な方針>

- 中心拠点、地域生活拠点といった地域特性を活かした拠点づくり
- 佐賀県東部を含む県南地域をリードする都市基盤の形成

中心拠点については、佐賀県東部を含む県南地域の中心的役割を担う高次都市機能の維持・誘導を図り、魅力的で賑わいのある利便性の高い拠点形成を進めます。

また、身近な生活関連サービス機能の集積を図る拠点として、既存施設の集積を活かし、拠点相互に機能を補完し合いながら地域の生活拠点の形成を進めます。

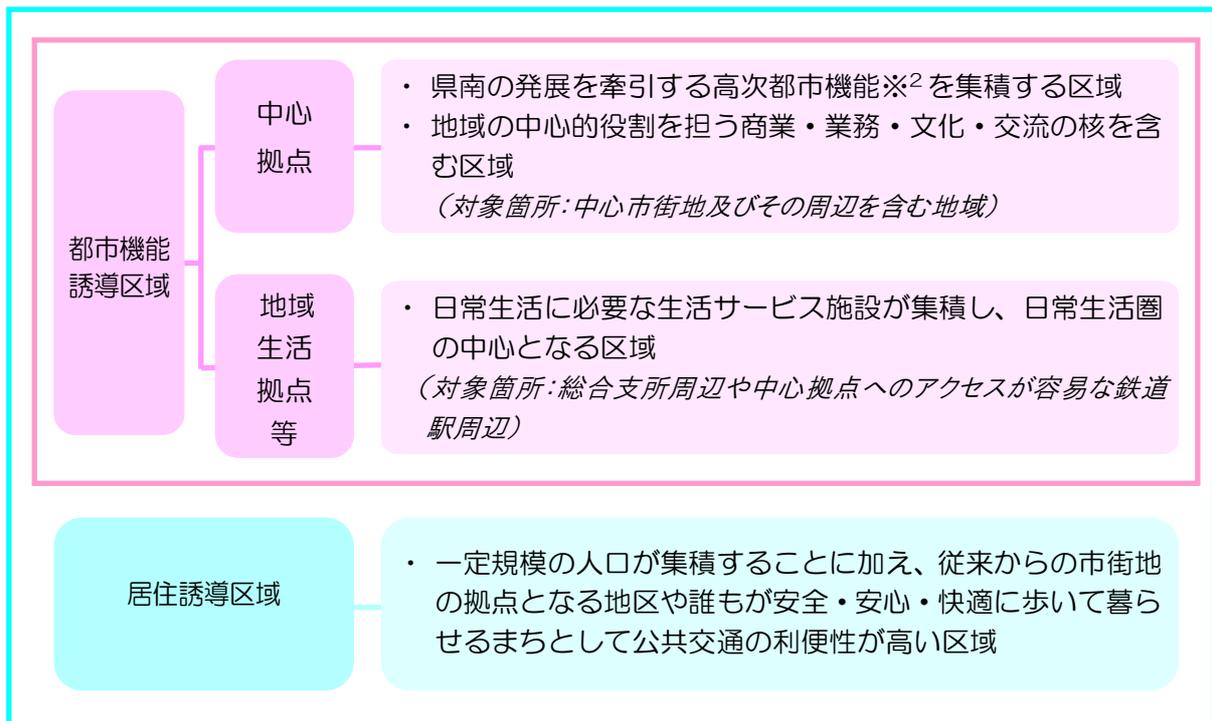
- 市内の連携・交流を支える交通ネットワークの形成
- 人と環境にやさしい移動環境の形成
- 徒歩や自転車、公共交通への利用転換が図られやすい都市づくり

交通政策と連携し、鉄道や路線バスの乗り換えなど、各交通機関相互の連携を図り、より利便性の高い、公共交通ネットワークづくりを進めるとともに、交通結節機能の強化など鉄道駅における利便性の向上を目指します。

(2) 久留米市立地適正化計画における各区域の考え方

久留米市都市計画マスタープランに示す各拠点形成の考え方を基本に「都市機能誘導区域※¹」を設定します。また、市街地における公共交通の利便性が高い区域を「居住誘導区域※¹」に設定します。

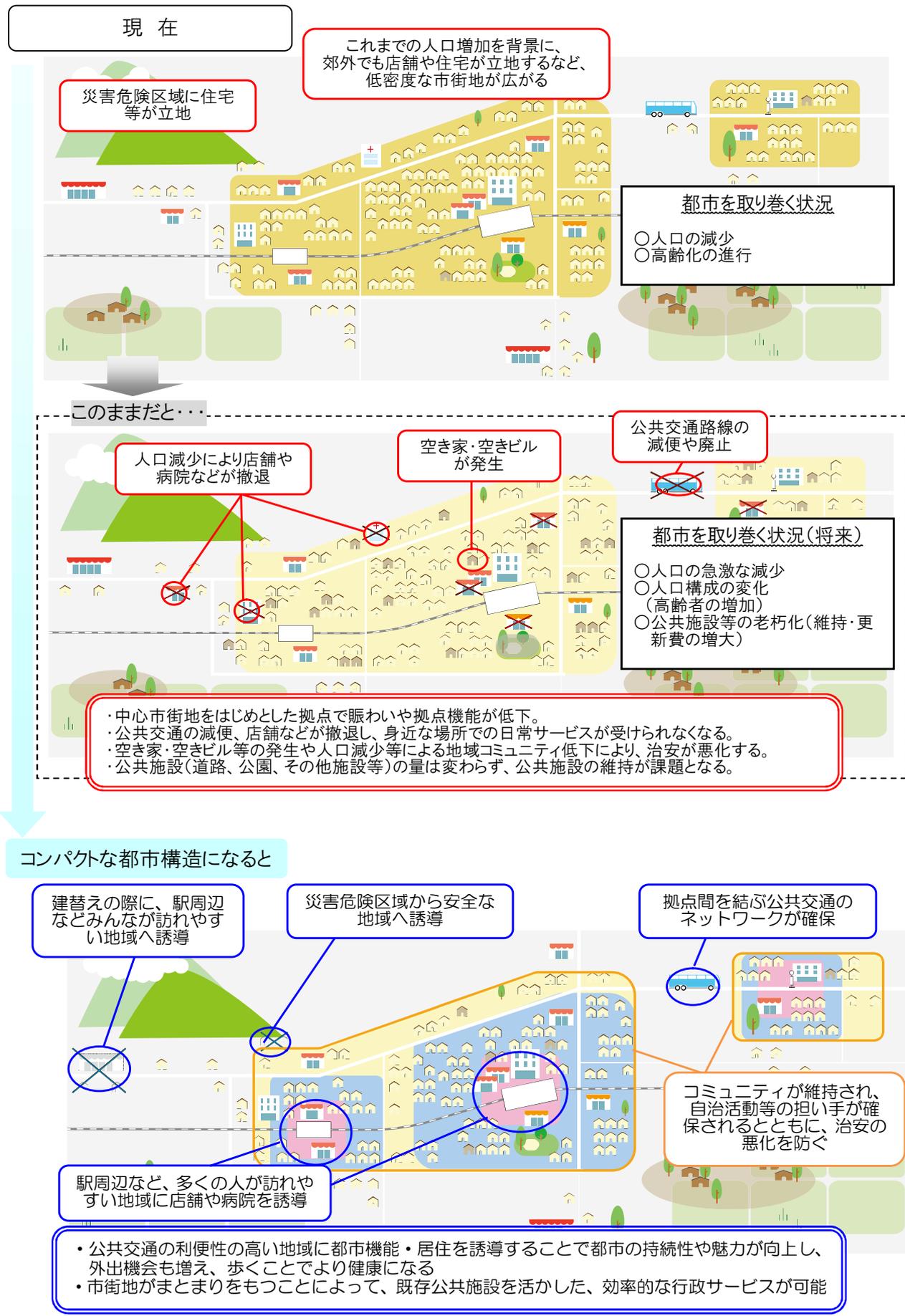
【久留米市立地適正化計画で定める都市機能誘導区域及び居住誘導区域】



※¹各区域のイメージ（1ページ「立地適正化計画イメージ」参照）

※²高次都市機能：中核市としての役割や周辺市町村を含めた広域圏を対象とする施設集積による、教育、文化、医療、行政、産業情報等の諸機能

<久留米市が目指す都市構造のイメージ>



(1) 居住誘導区域の設定について

① 居住誘導区域設定の考え方

区域の基本的な考え方

- 居住誘導区域は、人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域

想定される区域

- ・中心拠点及び地域生活拠点、並びにその周辺区域
- ・中心拠点及び生活拠点に公共交通により比較的容易にアクセスすることができ、拠点到立する都市機能の利用圏として一体的である区域

久留米市における居住誘導区域の設定

- 市街化区域内(用途地域内)
良好な市街地環境の形成や各種都市施設の整備など、都市計画の継続性・整合性を確保し、既存ストックを有効活用するため、原則として市街化区域、用途地域内(田主丸、城島地区は用途地域指定の見込み地)とします。
- 生活サービス機能やコミュニティを確保できる人口密度を有する区域
将来にわたって、一定規模の人口が集積し、生活サービス機能やコミュニティを確保できる人口密度を維持する区域とします。
- 中心拠点及び地域生活拠点周辺や生活利便性が確保される公共交通の利便性が高い区域
拠点周辺の生活利便性が高い地区や鉄道駅やバス停から徒歩圏内にあり、マイカーに頼ることなく生活サービスが享受できる区域とします。
- その他災害に対する安全性が確保される区域
災害による危険性が少ない居住に適した区域とします。

② 区域設定について

区域設定の基準

以下の全てを満たす区域

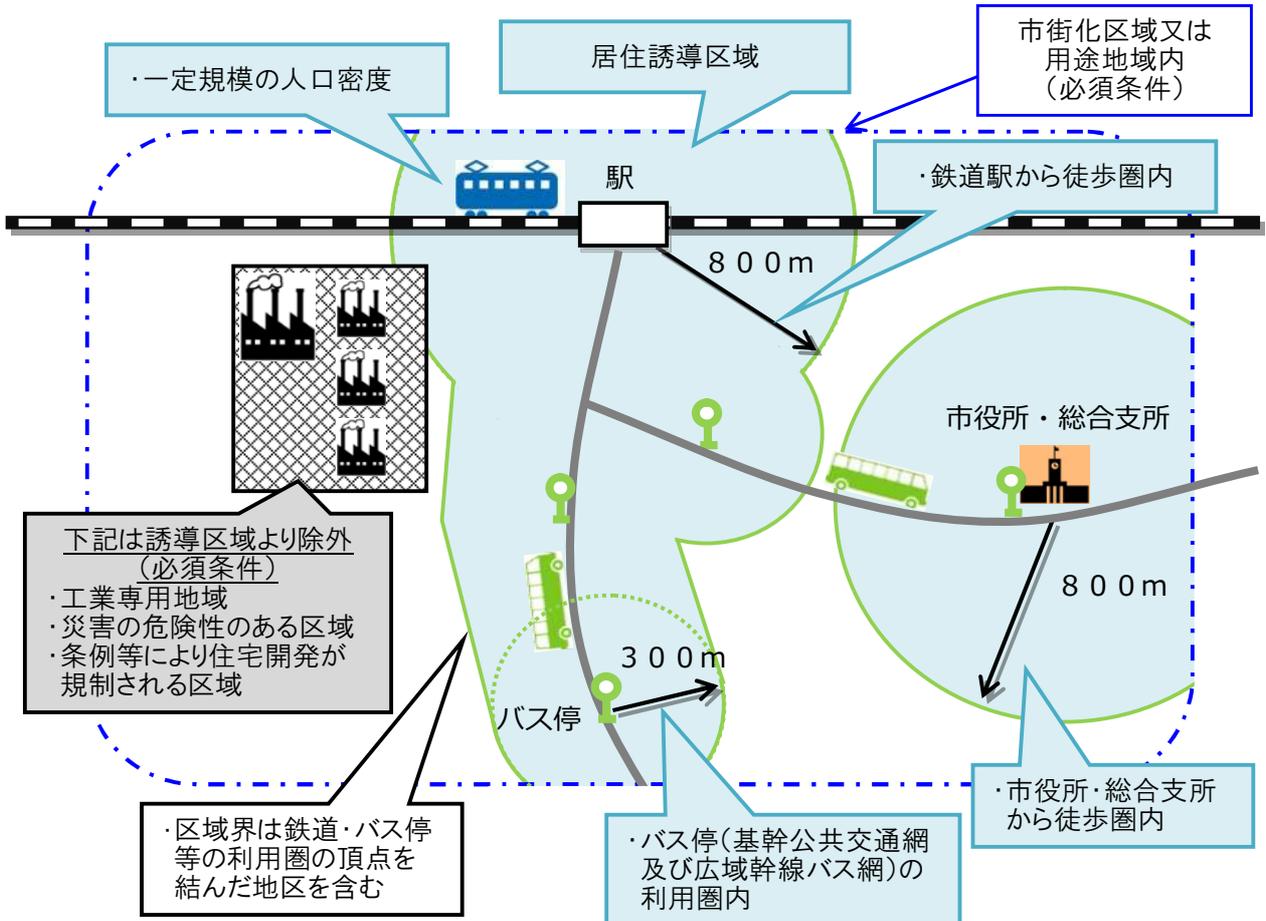
- 市街化区域内又は用途地域内
- 一定規模の人口が集積する区域
将来的にも、人口密度40人/ha以上(市街化区域程度)を維持することが可能と考えられる区域
- 拠点周辺及び公共交通の利便性が高い区域
市役所・総合支所から800m圏域※¹
鉄道駅から800m圏域※¹、バス停から300m圏域※¹
対象: 基幹公共交通網※²
: 広域幹線バス網(※³)のバス停
: 久留米市都市計画マスタープランで示す中央部地域のバス停

以下の区域を除く

- 工業系の用途地域であり、居住を誘導するに相応しくない区域
- 災害のリスクがある区域(土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域)

※¹ 鉄道駅及びバス停などからの徒歩圏は、「都市構造評価ハンドブック」に位置付けられた徒歩圏から設定※² 鉄道駅及び運行頻度が片道30本/日以上サービスの水準を有するバス停※³ 久留米市都市交通マスタープラン(H25.2)に位置付け

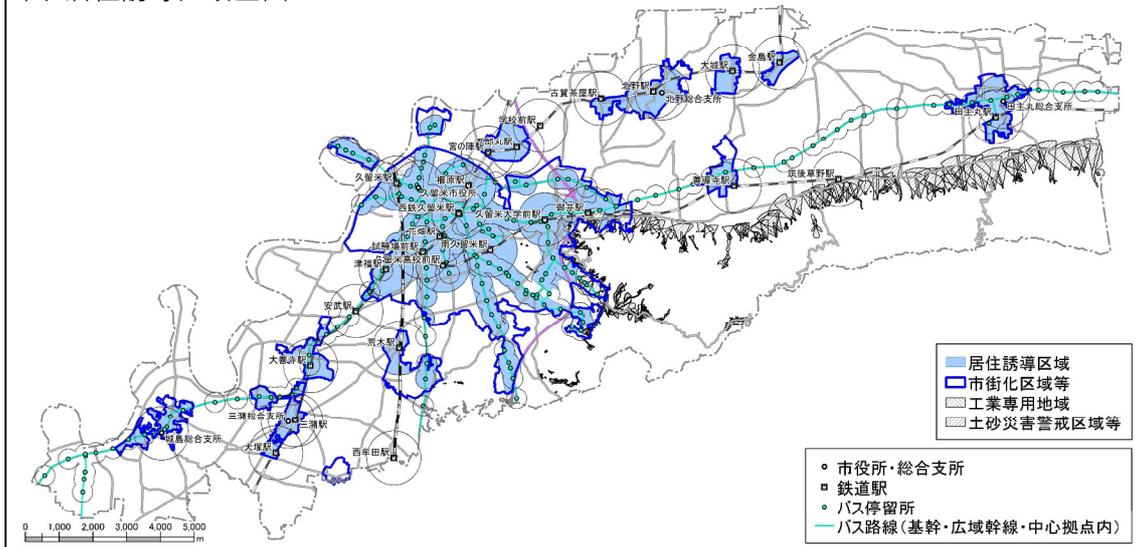
＜居住誘導区域の設定の考え方(イメージ)＞



ポイント～居住誘導区域外の取り扱い～

◇ 居住誘導区域外の区域で、一定規模の開発行為、建築行為を行おうとする場合には、都市再生特別措置法に基づき市への届出が必要です。

図：居住誘導区域全図



※田主丸、城島地域については、用途地域の想定区域を基本に設定

(1) 都市機能誘導区域の設定について

① 都市機能誘導区域設定の考え方

区域の基本的な考え方

- 都市機能誘導区域は、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の拠点に誘導し集約することにより、これら各種サービスを効率的に享受できる区域

想定される区域

- ・鉄道駅に近く都市機能が一定程度充実している区域
- ・周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高く、都市機能が一定程度充実している区域

久留米市における都市機能誘導区域

- 「久留米市都市計画マスタープラン」等の上位計画における中心拠点、地域生活拠点を設定

久留米の都市構造は、久留米市都市計画マスタープランに位置づけられた各拠点周辺に様々な都市機能が集積しており、コンパクトなまちづくりに向け、これまで進められてきた都市づくりを繋ぐことや既存ストックを有効に活用する事が重要です。このため、久留米市都市計画マスタープランにおける中心拠点及び地域生活拠点を考慮し、設定します。

- 鉄道駅周辺を設定

歩いて暮らせるまちづくりの実現に向けては、鉄道駅周辺に都市機能や居住を誘導することが重要となります。このため、公共交通によりアクセスしやすい鉄道駅周辺で、かつ一定の業務、商業などが集積する区域を設定します。

なお、鉄道駅周辺については、中心拠点、地域生活拠点としての位置づけのない区域についても、本計画においては、地域生活拠点と同様の区域として設定します。

② 区域設定について

都市機能誘導区域は、上記の考え方を基に「中心拠点」「地域生活拠点等」毎に、区域設定を行います。区域設定は以下のとおりです。

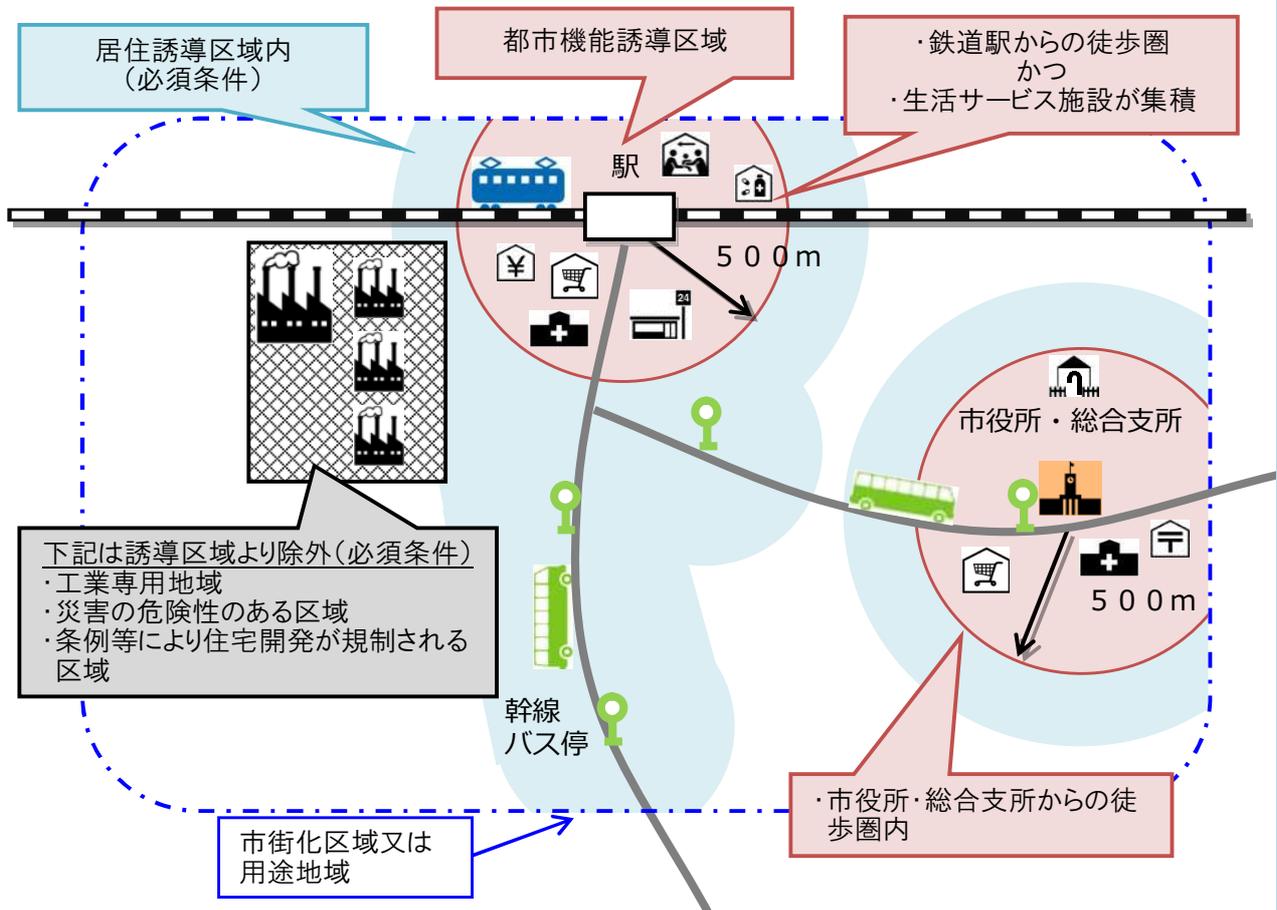
区域設定の基準

- 中心拠点における都市機能誘導区域(中心拠点)
高次都市機能の集積を目指す、久留米市都市計画マスタープランで示す中央部地域において、核を含む区域(高次都市機能が集積している区域)
- 都市機能が集積する区域(地域生活拠点等)
市役所・総合支所及び鉄道駅から500m圏内※の区域
- 居住誘導区域内

※「都市機能誘導区域の規模は、一定程度の都市機能が充実している範囲で、かつ、徒歩や自転車等によりそれらの間が容易に移動できる範囲(都市計画運用指針)」と位置付けられている。これを踏まえ、区域の端から端まで歩いて行ける範囲として、駅や市役所を中心に500m圏内の区域を設定する

● 区域範囲のイメージ

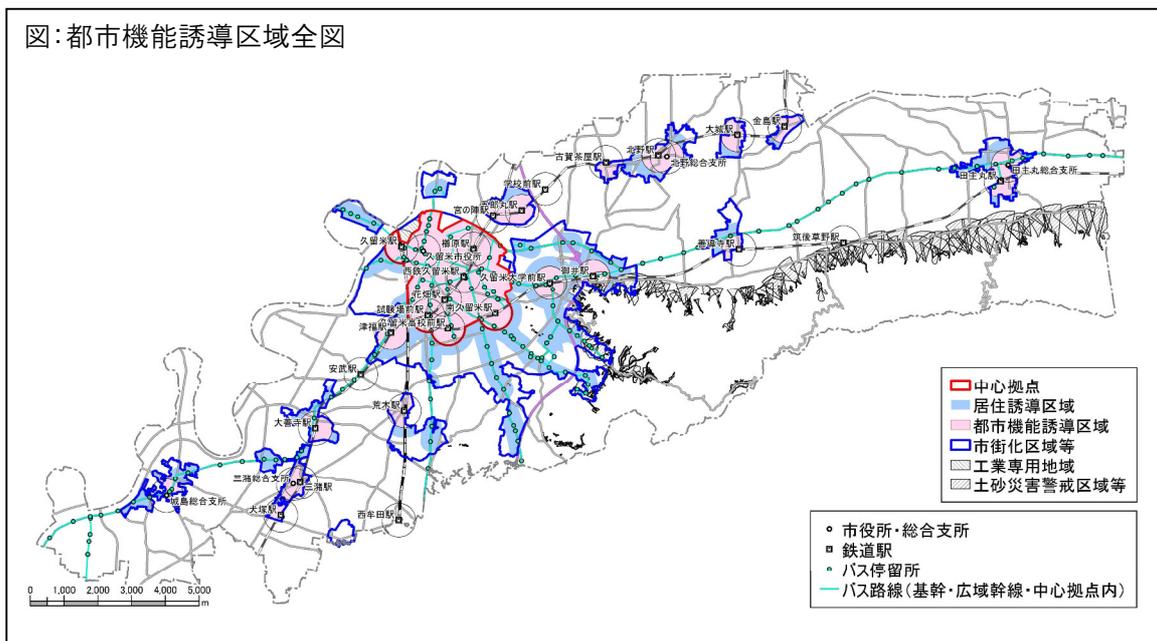
< 都市機能誘導区域の設定の考え方(イメージ) >



ポイント～都市機能誘導区域外の取り扱い～

◇ 都市機能誘導区域外の区域で、誘導施設を対象とした開発等を行おうとする場合などにおいて、都市再生特別措置法に基づき市への届出が必要です。

図：都市機能誘導区域全図



※田主丸、城島地域については、用途地域の想定区域を基本に設定

(2) 誘導施設の設定について

誘導施設（都市機能誘導区域内に立地）は、今後の人口減少や高齢化が進行したとしても、郊外部も含め地域（生活圏）全体の居住者の生活利便性を維持するため、以下の考え方を基本として設定します。

① 誘導施設設定の考え

誘導施設
考え方の
基本的な

○誘導施設は、人口減少・超高齢社会においても、郊外部を含めた地域（生活圏）全体の居住者の生活利便性を維持するため、都市機能誘導区域内に維持・確保する施設

想定される施設（都市計画運用指針より）

- ・高齢化の中で必要性の高まる施設（病院・診療所、社会福祉施設等）
- ・子育て世代にとって重要な施設（幼稚園等の子育て支援施設、教育施設）
- ・集客力があり、まちの賑わいを生み出す施設（文化施設、商業施設等）
- ・公共施設（行政サービス窓口の機能を有する市役所等の行政施設）

久留米市
における

○地域特性からみた必要機能

「中心拠点」「地域生活拠点等」など、地域の役割からみて必要となる施設を設定します。また、生活圏の広がりや市民意識調査、施設の連携・集約の考えを踏まえ設定します。

② 誘導施設設定について

「誘導施設」の設定は、以下の流れで設定します。

地域特性からみる必要機能の検討（定性的検討）

- ・「中心拠点」「地域生活拠点等」など、地域の役割からみる必要施設を整理
- ・人口、高齢化等の地域特性や生活圏の広がりから必要施設を整理
- ・市民意識調査から市民が必要としている施設を整理

各誘導区域への誘導施設設定

- ・定性的な分析を通じて、各誘導区域に必要な施設を設定

必要な機能の充足状況の分析（定量的分析）

- ・各地域で必要な施設について、充足状況を定量的に整理・確認

③各拠点における誘導施設の考え方

●中心拠点

○中心拠点としての役割

県南の広域拠点、久留米市を牽引する広域拠点としての位置づけを踏まえ、高次都市機能の集積を図ります。

想定される施設

- ・久留米市の賑わいや活力を創出する大規模商業施設、文化芸術交流施設など
- ・県南及び久留米市の発展を牽引する高次医療施設など

○市民が求める中心拠点としての機能

市民が中心拠点を利用する目的として、買い物、通院、金融関係が多くなっています(市民意識調査における「中心市街地へ来る主な目的」)。このため、これら都市機能の集積を図ります。

想定される施設

- ・中心拠点における生活利便性を高める商業機能、医療機能、金融機能等

●地域生活拠点等

○日常生活の利便性を享受できる拠点としての役割

各地域(生活圏)の日常生活の利便性を支える地域生活拠点としての位置づけを踏まえ、日常生活に必要なサービス機能の集積を図ります。

特に、高齢者が増加する将来の人口特性を踏まえ、日常生活利便性の向上を図ります。

○市民が求める住環境

市民が将来必要と考える住環境について、買い物、医療、交通の利便性が多くなっています(H26年度市民意識調査より)。

このため、これら市民が求める住環境の構築を図る機能の集積を図ります。

想定される施設

- ・日常生活に必要な商業機能、医療機能、金融機能等

●各誘導区域への誘導施設の設定

拠点	役割	誘導施設
中心拠点	<ul style="list-style-type: none"> ○広域拠点の役割 ○高次都市施設の維持 ○中心市街地に求められる機能 	<p>《戦略・拠点性を高める都市機能を有するもの》※</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高次医療施設 (地域医療支援病院又は特定機能病院) ・大規模商業施設 (床面積 3,000 m²超) ・銀行等
地域生活拠点等	<ul style="list-style-type: none"> ○各地域を支える生活利便施設 	<p>《戦略・拠点性を高める都市機能を有するもの》※</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療施設 (中心拠点における誘導施設を除く) ・スーパーマーケット (中心拠点における誘導施設を除く、床面積 500 m²超) ・銀行等 (ATM 設置のコンビニ含む)

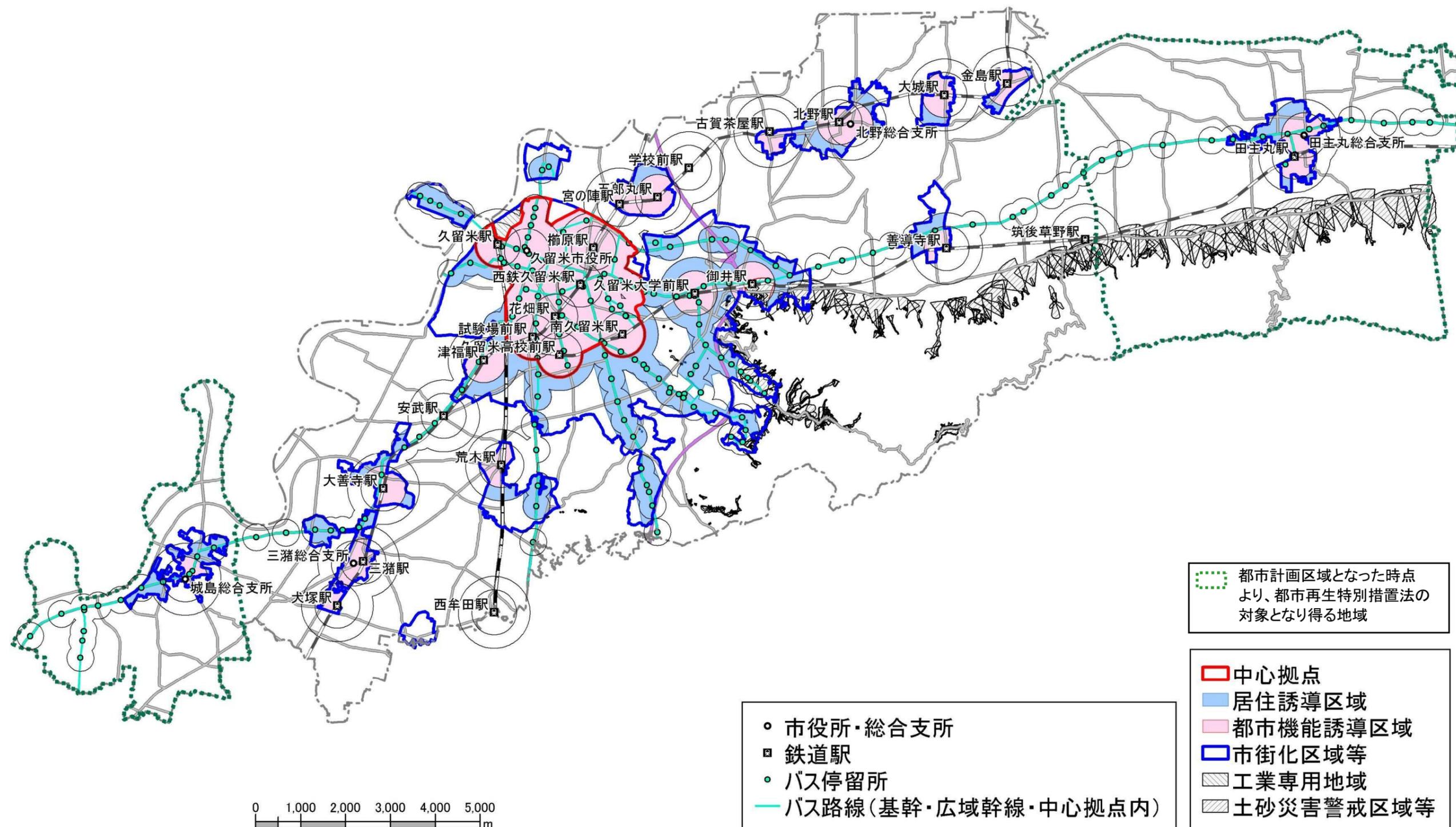
<施設規模等の詳細>

誘導施設	規模等の詳細
高次医療施設	医療法第4条に定める地域医療支援病院又は医療法第4条の2に定める特定機能病院
医療施設	医療法第1条の5に定める病院又は診療所
大規模商業施設	物品販売業を営む店舗で、その用途に供する部分の床面積の合計が3,000m ² を超えるもの
スーパーマーケット	食品衛生法第51条に定める食肉販売業又は魚介類販売業を行う店舗で、その用途に供する部分の床面積の合計が500m ² を超えるもの
銀行等	銀行法第4条に基づく免許を受けて銀行業を営む銀行、信用金庫法第4条に基づく免許を受けて金庫事業を行う信用金庫及び信用金庫連合会、労働金庫法第6条に基づく免許を受けて金庫事業を行う労働金庫及び労働金庫連合会、農林中央金庫法に基づく農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫法に基づく商工組合中央金庫

※¹《戦略・拠点性を高める都市機能を有するもの》

戦略、拠点性を高める都市機能については、「久留米市新総合基本計画」や「久留米市都市計画マスタープラン」等で目指している都市像の実現に向け、都市機能の役割を担う施設(社会福祉施設等)の整備に関する検討が具体的になされるなかで、本計画の都市機能誘導施設への位置付けについて検証していくものとします。

図：都市機能誘導区域及び居住誘導区域



6

誘導施策の展開

(1) 誘導施策の基本体系

久留米市が目指す「コンパクトな拠点市街地の形成と拠点をネットワークする都市構造」の構築を推進するため、都市機能誘導区域内への各種生活サービス施設の維持・誘導、居住誘導区域内の一定の人口密度の確保、各拠点間を結ぶ公共交通ネットワークの充実などを総合的に展開します。

具体的な施策の実施については、地域の現状や特性に応じて、下記に示す体系で展開していきます。なお、立地適正化計画が時間軸を持った計画であることから、計画に位置付けた施策・事業については、概ね5年ごとに評価等を行い、必要に応じて変更します。

コンパクトな市街地形成に向けて取り組む施策区分			ネットワーク形成に向けて取り組む施策区分
1. 都市機能誘導区域で展開する施策	都市機能等の誘導施策	1-1. 中心市街地の活性化 1-2. 各拠点における都市機能の誘導や賑わいの創出	3. 持続可能な地域公共交通体系の構築に向けて展開する施策
	都市基盤の整備	1-3. 都市機能の誘導に向けた魅力的な市街地環境の形成	
	その他関連施策	1-4. その他立地適正化計画と連携して取り組む関連施策	
	2. 居住誘導区域で展開する施策	居住機能等の誘導施策	
都市基盤の整備		2-3. 居住の誘導に向けた魅力的な市街地環境の形成	
その他関連施策		2-4. その他立地適正化計画と連携して取り組む関連施策	
4. 市域全体で展開する施策			

(2) 誘導施策の基本的な考え

1. 都市機能誘導区域で展開する施策

◆都市機能等の誘導施策

1-1. 中心市街地の活性化

- 中心市街地などにおいて、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業等による新たな土地利用の推進、広域的な都市機能の集積等により、まちの魅力と賑わいを創出します。

1-2. 各拠点における都市機能の誘導や賑わいの創出

- 区域の核となる中心拠点、地域生活拠点等の機能を高めるため都市計画手法の活用や、民間事業者との連携などにより、誘導施設及びその他日常生活に必要な機能の集積を誘導する取り組みを進めます。

◆都市基盤の整備

1-3. 都市機能の誘導に向けた魅力的な市街地環境の形成

- 中心拠点、地域生活拠点等において、自転車走行空間の整備や緑化拠点整備など、魅力的で賑わいのある市街地環境の創出を図ります。

◆その他関連施策

1-4. その他立地適正化計画と連携して取り組む関連施策

- 久留米市立地適正化計画における高次都市機能の集積とともに、MICE※¹誘致、宿泊施設、文化・スポーツ施設等の立地などと連携し、福岡県南地域の中核都市として地域全体を牽引する拠点形成を進めます。
- 都市基盤の整備に併せ、景観形成事業やエリアマネジメント※²の取り組みなど、ハード・ソフトの施策を一体的に進め、質の高い快適な都市空間の形成を進めます。

※¹MICEとは、「Meeting (会議)」「Incentive travel (報奨・研修旅行)」「Convention (大会・学会・国際会議)」「Exhibition/Event (展示会・見本市/イベント)」の頭文字をあわせた言葉で、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベント等の総称です。

※²エリアマネジメントとは、地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取り組みのことです。

2. 居住誘導区域で展開する施策

◆居住機能等の誘導施策

2-1. 中心市街地の活性化

- 中心拠点への広域的な都市機能の集積に併せ、都市型住宅をはじめとした居住機能の集積等により、まちの魅力と賑わいの創出を図ります。

2-2. 居住誘導区域への居住の誘導

- 居住誘導区域内の低未利用地や公有地の活用、地域優良賃貸住宅の供給など、まちなか居住の推進により暮らし続けられるコンパクトなまちの形成を進めます。

◆都市基盤の整備

2-3. 居住の誘導に向けた魅力的な市街地環境の形成

- 誰もが安全・安心・快適に暮らせる魅力的な市街地環境の創出に向けた都市基盤整備を進めます。

◆その他関連施策

2-4. その他立地適正化計画と連携して取り組む関連施策

- 都市基盤の整備に併せ、景観形成事業やエリアマネジメントの取り組みなど、ハード・ソフトの施策を一体的に進め、質の高い快適な都市空間の形成を進めます。
- 住み替え支援他、移住サポートや空き家活用等の支援の充実により、まちなか居住を誘導します。

3. 持続可能な地域公共交通体系の構築に向けて展開する施策

中心拠点と地域の生活拠点などが相互に機能を補完し合うネットワーク型のコンパクトな都市づくりを進めるためには、拠点間をネットワークする地域公共交通の役割が重要であり、持続可能な地域公共交通体系の構築に向けて各種施策を進めます。

なお、地域公共交通に係る施策については、「久留米市地域公共交通網形成計画」の以下の方針と連携した施策の展開を図ります。

◆久留米市の強みを活かし、活力を育む地域公共交通体系

- 市域内外の連携を支える地域公共交通網を形成します。
- 魅力と賑わい溢れる中心拠点づくりを支援する地域公共交通環境を形成します。
- 地域資源を活かした観光振興を支援する地域公共交通環境を形成します。

◆誰もが安全・快適で、安心して暮らせる地域公共交通体系

- 多様なニーズに見合った生活交通を充実していきます。
- 誰にとっても安全な地域公共交通環境を整えていきます。
- 環境負荷が小さい移動手段である公共交通への転換を図ります。
- 公共交通利用者の維持・拡大を図ります。

4. 市域全体で展開する施策

市域全体で展開する施策については、上位計画である久留米市新総合計画や久留米市キラリ創生総合戦略などと連携した取り組みを進めます。

(3) 国の支援制度等について

各施策においては、国等が行う財政・金融上の支援制度、税制上の支援制度等を必要に応じ活用することで、その推進を図ります。

7

計画の評価

(1) 目標値

久留米市立地適正化計画の実現を図るために、「コンパクトなまちづくり」や「公共交通によるネットワーク」の達成を示す目標値を、以下の通り設定します。

目標1 居住誘導区域内の人口密度 (人/ha)

基準値: 54人/ha
(平成27年(2015年))



目標値: 54 人/ha
(平成37年(2025年))

目標2 公共交通利用回数 (回/人・年)

基準値: 132 回/人・年
(平成27年(2015年))



目標値: 140 回/人・年
(平成37年(2025年))

目標3 住民のすみやすさ意識 (%)

基準値: 82 %
(平成27年(2015年))

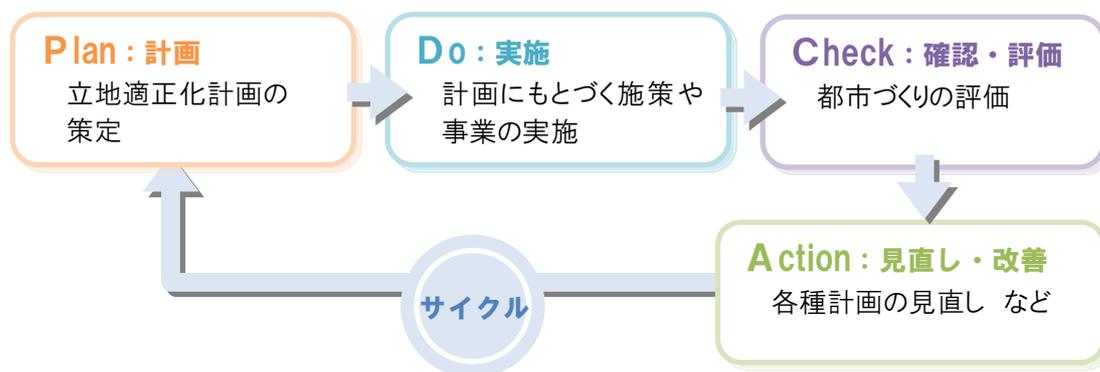


目標値: 90 %
(平成37年(2025年))

(2) 計画の評価

目標の達成に向けて各種制度や事業を活用して推進しますが、効果的にまちづくりを進めていくには、計画の達成状況の評価し、状況に合わせて都市計画や各誘導区域等を見直すなど、時間軸をもって運用する事が重要です。

そこで、久留米市立地適正化計画の進行管理は、Plan (計画)、Do (実施)、Check (確認・評価)、Action (見直し・改善) のPDCAサイクルを導入し計画の着実な実現を目指します。



その他区域外への対応について

中心拠点や地域生活拠点などを形成することで、各地域の生活利便性を維持するとともに、居住誘導区域外の地域についても、

- ① 持続的な地域コミュニティの形成を目指す必要がある地域
- ② 良好な環境を備え、暮らしを支える市街地の機能を継続して有効活用する地域
- ③ 鉄道駅周辺の立地特性を活かし、鉄道沿線居住や都市機能の誘導などの可能性を有する地域

などについては、生活サービス機能が低下しないように、他の施策とも連携し、総合的な取り組みを進めていく必要があります。

については、久留米市全域で持続可能な都市づくりを進めるため、居住誘導区域外の地域における適切な土地利用のあり方などについても検討します。



久留米市立地適正化計画

平成29年3月発行
久留米市 都市建設部 都市計画課

〒830-8520 福岡県久留米市城南町 15-3
電話 0942-30-9083 ファクス 0942-30-9714

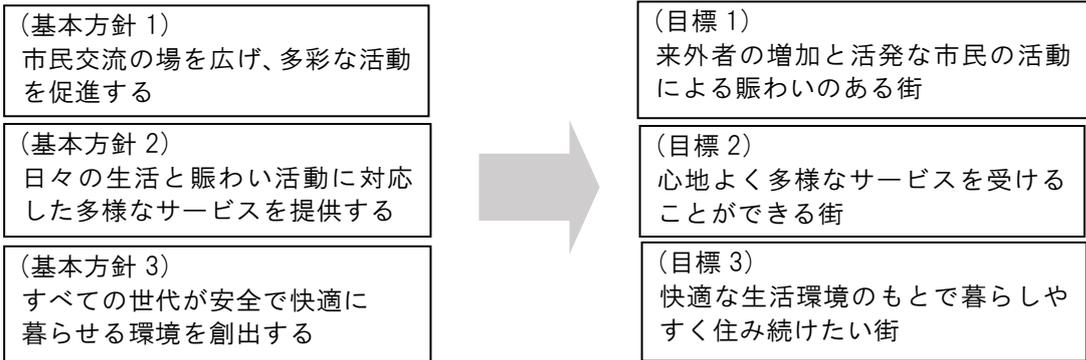
中心市街地活性化計画区域における各エリアの概要

第 2 期久留米市中心市街地活性化基本計画〔平成 26 年 4 月～平成 31 年 3 月〕

〈基本コンセプト〉

街に集い、街に暮らし、新たな価値を生みだすまち、“久留米”

〈基本方針〉



中心市街地活性化基本計画区域



※中心市街地～JR久留米駅から西鉄久留米駅の間を結ぶ都市軸に沿ったエリア
 都市軸は、JR久留米駅から市役所・商工会議所までの昭和通り、西鉄久留米駅から本町までの業務機能が集積する明治通り、その間を結ぶ三本松通りで構成される。

1 西鉄久留米駅周辺エリア

西鉄久留米駅周辺・六ツ門エリアは、金融機関等をはじめとする業務施設や久留米シティプラザ、六ツ門図書館など都市福利施設が集約し、商業においても、これまで久留米広域商業の拠点としてリードしてきた地区である。

本市の中心商店街は、西鉄久留米駅東側の岩田屋久留米店やリベールを中心とした西鉄久留米駅東口地区を東の核、くるめりあ六ツ門（ダイエー六ツ門跡のリニューアル施設）などを中心とした六ツ門地区を西の核として、西鉄駅前商店街、ベルモール商店街、一番街商店街、六ツ門商店街、二番街商店街等で構成される約800mの2核1モール型の拠点である。こうした商業構造の中に多くの商業店舗が集積しており、中心市街地の中でも特に、重点的な「賑わいの創出」を図る必要がある。

【現在の公共施設等】

- ・西鉄久留米駅内～観光案内所
証明書自動交付コーナー（令和元年12月末まで）
- ・リベール内～子育て交流プラザくるるん

2 六ツ門エリア

昭和50年代まで、西鉄久留米駅周辺地区から六ツ門地区にかけての中心部の商業集積は、久留米広域商圏の拠点であったが、平成以降、周辺への大型店の相次ぐ出店、福岡市天神および博多地区の商業集積の高まりを受け、平成17年にダイエー六ツ門店の閉店、平成21年に久留米井筒屋が閉店するなど、広域商圏内での求心力が著しく低下した。

久留米井筒屋の撤退後、文化芸術振興機能、コンベンション機能、街なかにぎわい交流機能、魅力ある商業機能の4つの機能を兼ね備えた施設として、平成28年4月、久留米シティプラザが開業した。

久留米シティプラザは、音楽を主目的にオペラやバレエ、ミュージカル等の各種演劇、大会や会議の各コンベンションにも対応した1,514席のメインホール（大劇場）や399席のサブホール（中劇場）、リハーサル室（小劇場）、展示室、会議室、練習室等多彩なイベントや市民活動に対応可能な全天候型の広場を整備している。

【現在の公共施設等】

- ・久留米シティプラザ
- ・くるめりあ六ツ門内～六ツ門図書館、児童センター、市民活動サポートセンター
観光コンベンション国際交流協会
広域勤労者福祉サービスセンター
- ・一番外多目的ギャラリー
- ・東町公園

3 市庁舎周辺エリア

市制施行以来約130年間、久留米市庁舎と久留米商工会議所は中心市街地内に継続して立地しており、周辺には法務局、地方裁判所などの公共機関、司法書士及び弁護士事務所などが多数立地している。

【現在の公共施設等】

- ・久留米市役所（都市建設部用地課、環境部事務所等の一部機能は外部事務所）
- ・久留米市保健所
- ・市民駐車場
- ・両替町公園
- ・市民会館跡地（暫定駐車場）

※ 久留米市新総合計画（第3次基本計画）

市民会館廃止後の用地については、市民の利便性向上や現市庁舎の課題解消へ向けた利活用についての取り組みを進めます

4 JR久留米駅周辺エリア

JR久留米駅東口近辺では、都市軸に沿って、衣料をはじめとする卸売業が集積する問屋街、及び飲食店が集積する文化街（飲食店街）が立地している。

JR久留米駅は、新幹線駅の設置に伴い、広域・高速鉄道駅としての役割を担う。

かつて有馬藩の城下エリアであったJR久留米駅近辺には、久留米城址や有馬藩の菩提寺・江南山梅林寺、水天宮総本宮など歴史的建造物や神社仏閣が保存・整備されており、観光資源に恵まれている。

【現在の公共施設等】

- ・JR久留米駅～観光案内所
- ・京町第2公園

5 その他エリア

- ・幼児教育研究所
- ・江南保育園（送迎保育ステーション）

久留米市内中心部(詳細)

記号	施設名等	記号	施設名等	記号	施設名等
○	市役所・町役場等	□	高校・大学等	○	スポーツ施設
+	病院(二次・三次救急医療機関)	○	文化・観光施設	○	イベント会場

西鉄バス [久留米駅経由]	堀川バス	西鉄高速バス	JR線	九州新幹線	西鉄電車
------------------	------	--------	-----	-------	------

この地図は、国土院の提供を受けた、同院発行の電子地形図25000を基に作成したものである。(原簿番号 平29情報 第1570号)



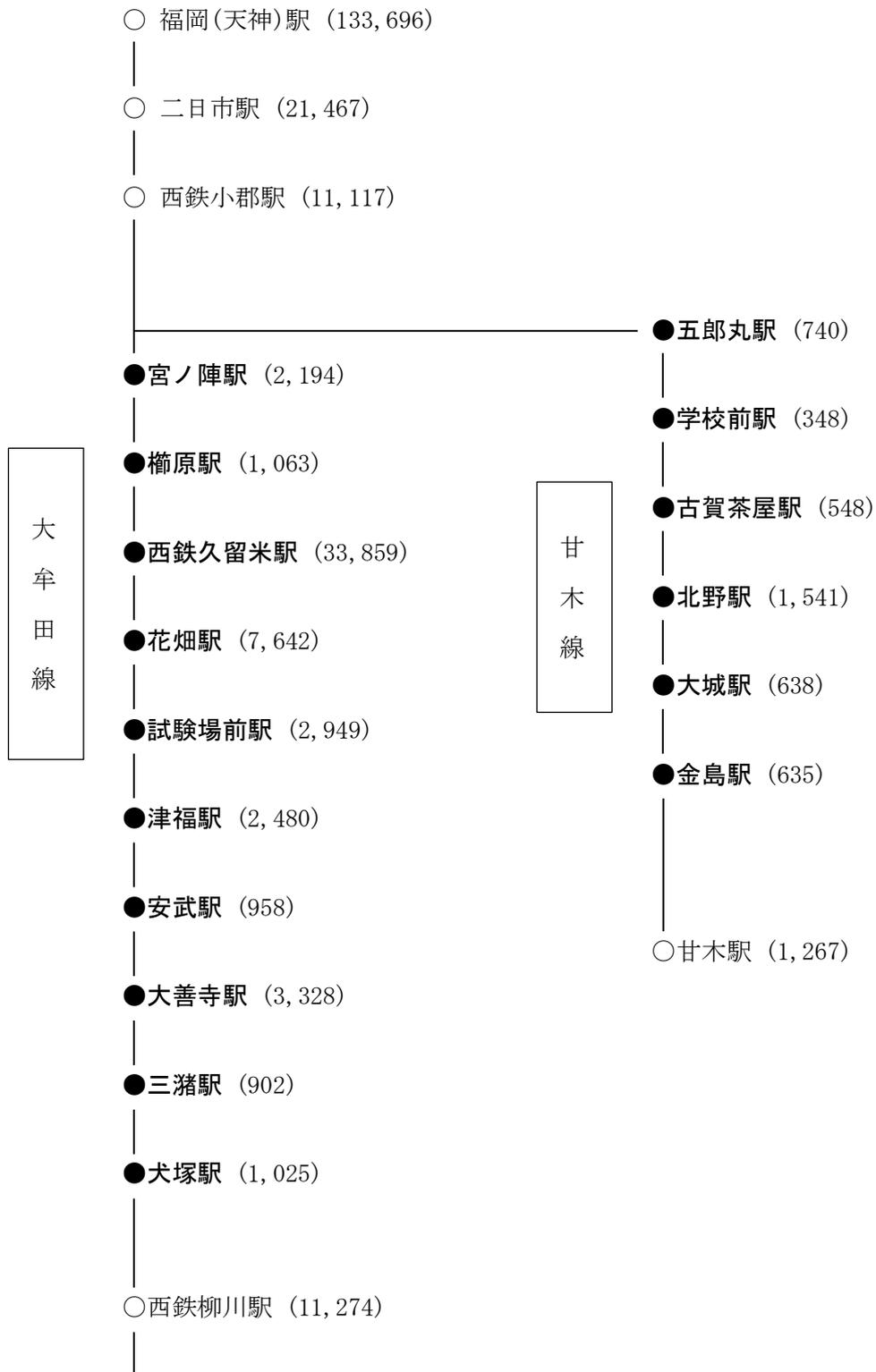
バス路線行先案内(西鉄バス・堀川バス 久留米駅経由 圏域南西部)

行き先番号	路線名★	のりば [郊外向け] JR 久留米	西鉄 久留米	運行経路
1 1-1 1直行	久留米市内	2	3	JR久留米-荏島-西鉄久留米-千本杉-御井町-信愛学院 朝妻-久留米大学前(1番直行)
2	久留米市内	2	3	JR久留米-荏島-西鉄久留米-野中-附設高校前-信愛学院
3	国分	1	2	久留米-市役所-西鉄久留米 大学病院 諏訪野町-国分-大学医療センター-青峰団地
3快 8快	国分	1	4	青峰団地-花畑-西鉄久留米-六ツ門-シティプラザ前-大学病院 ※西鉄久留米から8快に変わります
6	西町	-	2	西鉄久留米-西町-附属校前-津福今町
7 7直行	久留米市内	2	3	JR久留米-荏島-西鉄久留米-船塚-附設高校前-信愛学院 附設高校前-久留米大学前(7番直行)
8 8-1	久留米市内	1	3	JR久留米-大学病院-高専前-市役所-西鉄久留米-千本杉-御井町-信愛学院
9	久留米市内	1	3	JR久留米-市役所-西鉄久留米-文化センター前-千本杉-竹の子
15	大善寺	1	-	JR久留米-市役所-六ツ門-シティプラザ前 津福本町-西鉄大善寺駅-城島<下林 鶴ヶ江>-大川橋
30	福島	1	2	JR久留米-市役所-西鉄久留米-花畑-川瀬-福島-八女営業所
31	福島	1	2	JR久留米-市役所-西鉄久留米-諏訪野町-川瀬-福島-八女営業所
32	福島	1	2	JR久留米-市役所-西鉄久留米 花畑-西町-南町-川瀬-福島-八女営業所
40	神埼	3	6	信愛学院-西鉄久留米-荏島-JR久留米 ニュータウン青葉台 長門石-目連原-神埼-佐賀第二合同庁舎
41	鞍部	3	6	西鉄久留米-荏島-JR久留米-豆津-鞍部-鳥栖駅前
45	江見	3	6	信愛学院-千本杉-西鉄久留米-市役所-JR久留米 江見-奇人橋-原の町-佐賀第二合同庁舎
48	若宮	3	6	信愛学院-西鉄久留米-市役所-JR久留米 豆津橋-若宮橋-西鉄大善寺駅
50 53	船小屋	2	7	JR久留米-荏島-西鉄久留米 聖マリア病院前-高良台-羽犬塚-船小屋-筑後船小屋駅前 筑後自動車免許試験場(53番)
55	西牟田	1	2	JR久留米-市役所-西鉄久留米-西町-南町-荒木駅-羽犬塚駅前
5	久留米市内	-	2	西鉄久留米-百年公園-ゆめタウン久留米 Tジョイ ゆめタウン入口-百年公園-西鉄久留米
堀川	久留米(堀川バス)	4	8	JR久留米-西鉄久留米-大学医療センター-鍾水-八女(福島)

★ 表中の色は、10時～16時台の運行頻度の目安を示しています。
 1時間に4本以上 (15分間隔以下) 1時間に1本 (60分間隔)
 1時間に2～3本 (20～30分間隔) 1時間に1本未満 (60分間隔以上)

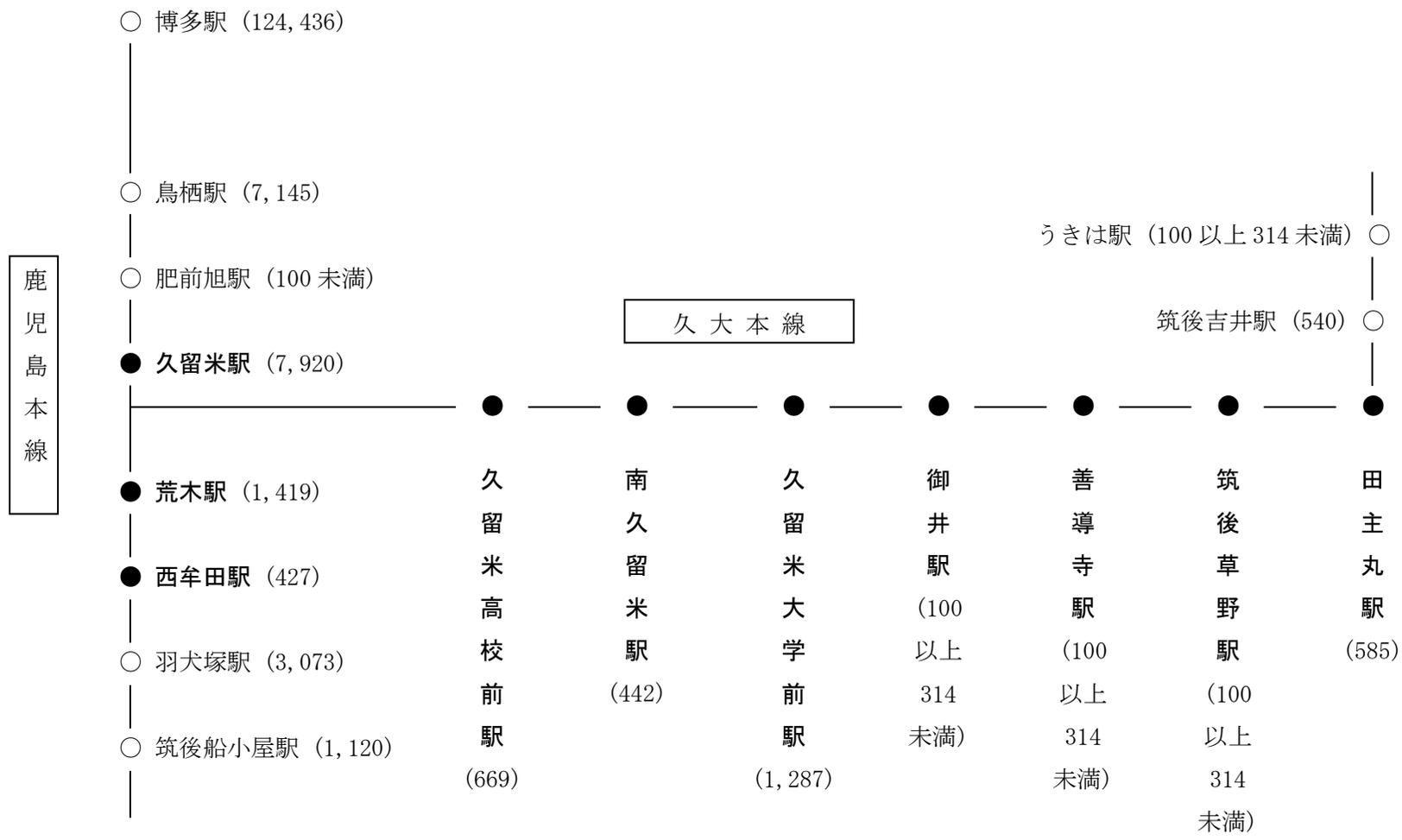
資料2
別紙資料2

西鉄（西日本鉄道株式会社）の各駅



※ 「()」は、平成30年度(2017年度)の1日平均の乗降人員。西鉄のホームページから。

J R九州（九州旅客鉄道株式会社）の各駅



※「()」は平成30年度(2017年度)の1日当たりの乗車人員。JR九州のホームページから。

P F I について

1 P F I の概要

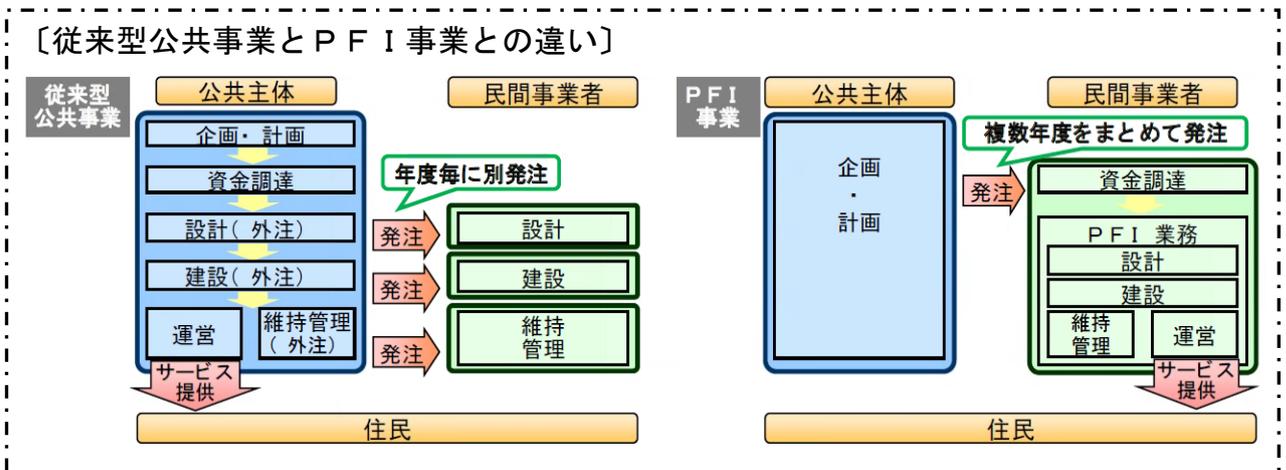
(1) P F I (Private Finance Initiative) とは

公共施設等の建設、維持管理、運営等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより、同一水準のサービスをより安く、又は、同一価格でより上質のサービスを提供する手法です。

※「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」に基づき実施します。

(2) P F I の一般的な事業について〔下図：内閣府資料抜粋〕

P F I 事業とは、庁舎や公営住宅、学校、上下水道等の整備等にあって、従来のように公共団体が設計・建設・運営等の方法を決め、バラバラに発注するのではなく、どのような設計・建設・運営を行えば最も効率的かについて、民間事業者に提案競争させ、最も優れた民間事業者を選定し、設計から運営までを行わせ、資金調達も自ら行ってもらう事業です。



(3) 期待される効果

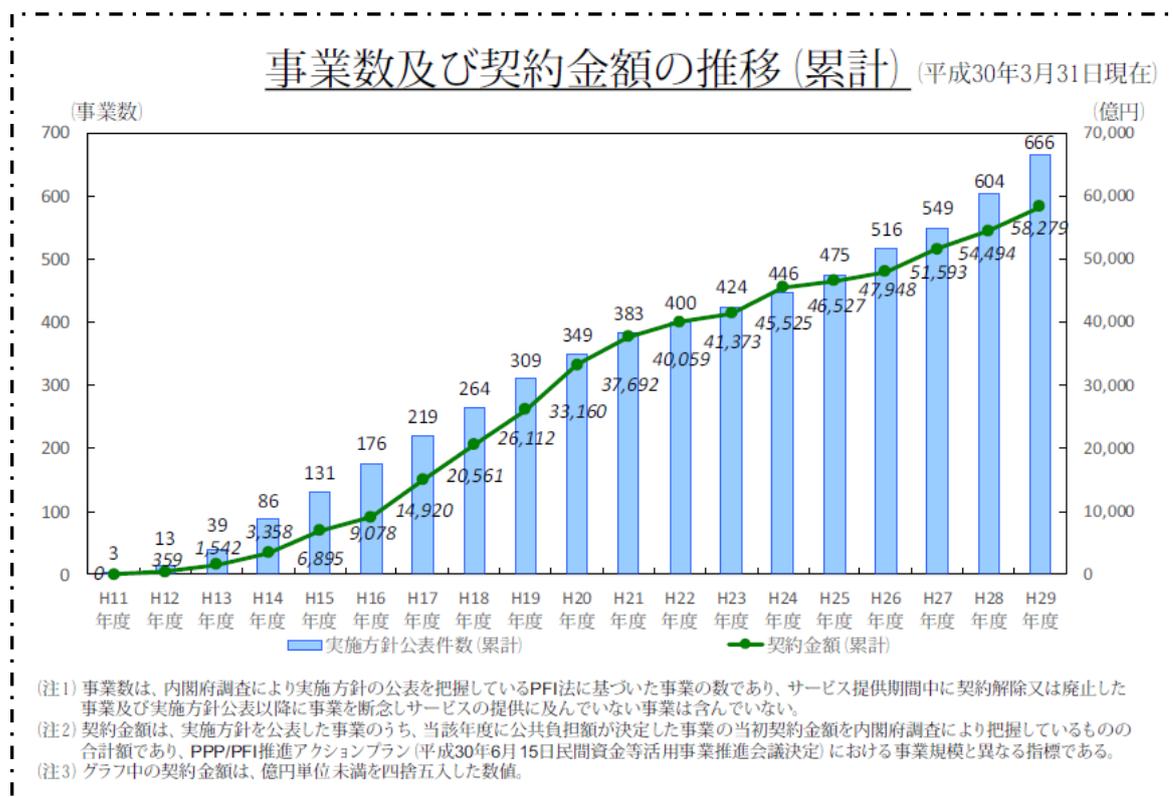
適切な公共サービスを維持するためには、公共施設等に係るコストの効率化や施設集約化等が必要であり、これらを実現する手段の一つとして、P F I 事業が有効です。

なお、P F I の導入による主な効果は、次のとおりです。

- 〔主な効果〕
- ① 公共団体の財政負担の軽減
 - ② 民間の創意工夫による最適なサービスの維持・提供
 - ③ 民間の事業機会の創出

2 PFI事業の実施状況

(1) 全国の動向〔下図：内閣府資料抜粋〕



(2) 久留米市のPFI事業等の導入実績

久留米市では、中央学校給食共同調理場（給食センター）の整備運営においてPFIを導入しています。〔平成20年度契約締結〕

また、宮ノ陣クリーンセンターの整備運営では、PFI的手法の一つであるDBO方式を導入しています。〔平成24年度契約締結〕

※DBO方式とは、PFI法に基づく手法ではないが、公共が資金調達を負担し、設計・建設、運営を委託する方式です。